ISSN 0387－3188

萬葉

平成九年七月三十日発行

峯文十遠仁 ……伊藤 博（一）
「色丹出与」（巻四・六六九番）の訓詁について ……坂本信幸（一七）
「香具山は畝傍を愛惜しと」
——新資料・林國雄「万葉考松能落葉」の三山歌論に触れて——
……渡瀬昌忠（二六）
書評
寺川眞知夫著『日本国現報善悪霊異記の研究』 ……出雲路修（三八）
東野治之著『長屋王家木簡の研究』 ……工藤力男（四六）
予告 ……（六〇）
会員名簿補訂 ……（六三）

萬葉学会

第百六十二号

平成九年七月

第百六十一号　目次

人麻呂における時の表現と文字……稲岡耕二
歌の中の漢字表現――訓字と仮名をめぐって――……内田賢徳
「紀伊国問答歌」について……井ノ口史
古事記アマヒ考……吉野政治
予告
会員名簿補訂

峯文十遠仁

伊藤　博

一

『萬葉集』巻十三の「雑歌」の部に、次のような長反歌がある。宮廷人の春の国見歌と覚しき冒頭二首の長歌（三二二一・三二二二）に続く秋のもみじに関する歌である。

かむとけの　日香（ひかを）る空（そら）の　九月（ながつき）の　しぐれの降（ふ）れば　雁（かり）がね
も　いまだ来鳴（きな）かね　神（かむ）なびの　清（きよ）き御田屋（みたや）の　垣（かき）つ田（た）の
池（いけ）の堤（つつみ）の　百足（ももた）らず　斎槻（いつき）の枝に　瑞枝（みづえ）さす　秋の赤葉（もみちば）ま
き持（も）てる　小鈴（こすず）もゆらに　たわやめに　我（わ）れはあれども　引（ひ）
き攀（よ）ぢて　峯文十遠仁（ミネモトヲヲニ）　ふさ手折（たを）り　我（わ）は持（も）ちて行（ゆ）く　君（きみ）が
かざしに　（三二二三）

反歌

ひとりのみ　見（み）れば恋（こひ）しみ　神（かむ）なびの　山の黄葉（もみちば）　手折（たを）り来（き）
つ君（きみ）　（三二二四）

長反歌に登場する「神なび」は諸説を有する難解な語だが（桜井満『萬葉集の民俗学的研究』第四部第一・二章参照）、本来、神の来臨する土の高く盛り上がった所を示す普通名詞であったものが、やがて固有の地名をさすようになった語で、ここは一般に飛鳥の雷岡とされている。しかし、橘寺の南東にあって、明日香村の地籍図にミハ山とある山である可能性もある（岸俊男「萬葉歌の歴史的背景」文学第三十九巻第九号参照）。

この長反歌には、訓義に問題のある箇所が目立つ。初句のカムトケノは原文「霹靂之」。カミトケノ（旧訓）、カミトキノ（『管見』）、ナルカミノ（『童蒙抄』）、カムトケノ（『新訓』）、雨霧合（アマギラヒ）（『略解』宣長）などの訓がある。ここは、『日本書紀』の古訓「是秋、霹靂（カムトケセリ）」（イ礪）於藤内大臣家」（天智紀八年）などの例によってカムトケノと訓む。「光る」意で次句「日香る空」の枕詞となるものと覚しい。ただし、「日香る空の」の原文は「日香天之」。「香」は『金光明最勝王経音義』に「馥」の字を「加保留（カホル）」と訓み、『名義抄』に「馥」を「香」と同義の文字としてカボルと訓んでいるから、この句を

ヒカヲルソラノと訓むことに問題はないと思う。けれども、「香る」はある気配が立ちこめるさまをいう語で（2一六二など参照）、霧・湯気・煙・潮気などに用いるのが習い。日について言った例のない点に疑問が残る。あるいは「日香」の義を取ってクモラフ（『古典集成』）と訓むべきか。しかし、空の曇る意として一往意が通るので、ここでは、『童蒙抄』のヒカヲルソラノに従っておく。この初二句「かむとけの日香る空の」は、下へどのように続くのか、曖昧。「九月」にじかにかかるのか、「九月のしぐれ」の「しぐれ」を意識した句なのか、はっきりしない。ここでは、「霹靂が光って曇り渡る空のうち続く九月、その晩秋九月の時雨」の意、つまり前者と解しておく。

次に、六番目の句「いまだ来鳴（きな）かね」（原文「未来鳴」）は『私注』の訓。旧訓はイマダキナカズ。これだとここで切れる。しかし、上の「九月のしぐれの降れば」は下の「瑞枝さす」（ここは、色鮮かにもみじした枝がみずみずしく延べている」の意と見られる）に続く形であるから、ここで切れるいわれはない。別に『新校』はイマダキナカヌと連体形に訓む。これなら、続く「神なびの清き御田屋の　垣つ田の池の堤」を修飾することになって成り立つ。だが、『注釈』に「ここは上の『零れば』が下へつづいてゆく形で、この二句は挿入句のやうになつてゐるので、来鳴かねどととるべきであらう」と説くのがより穏かだと思う。こう訓めば抑揚も生じ、「雁がねもいまだ来鳴かね」の二句が、雁の到来する前に池の堤に早くももみじが照り映えるさまを強調し讃美することになって、その存在意義が増さる。また、一二番目の句「斎槻の枝に」も、「斎槻」の原文、諸本ことごとく「卅槻」（三十槻）に作る。これによってミソツキガエニと訓む説があるけれども（『全註釈』）、意をなさない。『考』にはもと「五十槻」であったとしてイツキガエダニと訓む。従うべきであろう。ただし、「五十槻（イツキ）」の下に続くのは「言（イヒ）之梅我枝（シウメガエ）」（8一四三六）のように「枝（エ）」ではなく「枝（エダ）」なので、イツキノエダニと訓む。さらに、一六番目の句「小鈴もゆらに」の「小鈴」も、ヲスズ（旧訓）、コスズ（『全註釈』）の両訓がある。ヲもコも相似る接頭語だが、コの方がちっぽけなの意をより強く表示する。「～もゆらに」（～も鳴り響くばかりに）に利かせて、ここはコスズと訓むのがよかろう。記歌謡八二に「宮人の足結の古須受（コスズ）」という例がある。

加えて、もう一つ。反歌の結句「手折り来つ君」は原文「手折来君」。旧訓に「手折来」をタヲリコムと訓む。対して、『考』にタヲリケリと訓じ、「けり」を過去の助動詞と解した。しかし、これでは、旧訓ともども長歌からの流れに合わない。下って、『古義』には、「ケリは、来有（キケリ）なり、キケはケと切れり」と説いた。だが、

「来有り」の約「来り」には、集中、かならず「来有」（3三八三ほか）、「来流」（6一〇二八ほか）、「来煎」（3三八二）と記し、「来」一字だけをあてることはない。ところが、『代匠記』にはタヲリキヌ、『新考』にはタヲリキツと訓む。双方可能な訓だが、ここはキツが穏当だと思う。「来ぬ」は気のおもむくままにやって来た意を示すのに対し、「来つ」は努力しながら意図をもってやって来た意を表わすという傾向が見られるからである（『新編日本古典文学全集』8の11二六一八頭注参照）。「手折り来」に「つ」の接すること、「奈良山をにほはす黄葉手折来而」（8一五八六ほか）など、例が少なくない。8一五〇七に「攀而手折都」とあるのは、今の場合、長歌を「引き攀ぢて……ふさ手折り我は持ちて行く」と結ぶのと関連して参考になる。「手折り来」または「手折り」に「ぬ」の接した例はない。『新考』の訓に従う所以。

右のように、当面の長反歌には、訓義の上で問題のある句が多い。が、ここで論じたいのは、この長反歌の中では勿論のこと、集中でも難解な句として定評のある「峯文十遠仁」についてである。

二

「峯文十遠仁」は、仙覚新点の旧訓ミネモトヲヲニ。西本願寺本の書癖として「文」を「父」に作る以外、諸本に本文の異同を見ない。この五文字にすなおに対するならば、ミネモトヲヲニの訓しかあり得ないこと、解説の必要はなかろう。ミネは「御嶺」で、本来、空から神のまっ先に至り着く山頂の鋭峰を呼ぶ称であったとされる。集中、「弥年」「弥祢」「美祢」の仮名書例のほか、正訓字としては、「峯」「岑」「嶺」の三字を用いている。『倭名抄』（一）に、「峯、美祢、又用二岑嶺二字一」とあり、『新撰字鏡』（天治本）に、「嶠嶋」に「山鋭而高也、秀也、美祢也」（六）と注し、「岌峩」に「山頭也、山高之皃、美祢又伊太〻支」（十二）と注している。目下の例を除いて二一例、『萬葉集』のミネもすべて山頂の意で使われている。

ところが、今の「峯もとををに」は、「峯」を萬葉の通例によって解すると、意が通りにくい。我れはたわや女にあれども、垣つ田の池の堤の、秋の赤葉たる斎槻の枝を、「まき持てる小鈴もゆらに」「引き攀ぢて峯もとををに」――「ふさ手折」るという文脈にあっては、「峯もとををに」は、秋の赤葉たる「斎槻の枝」の瑞枝を折り取る時の形状をいうとしか思えない。その場合、山の峯が撓むばかりにと表現することは仰山に過ぎる。「神なび」は山であり、反歌に「神なびの山の黄葉手折り来つ君」とまとめているから、巻十三の習いとして反歌がかりにのちに添えられたものだと

しても、山の峯を持ち出して斎槻の枝を折り取る形容に用いることは、あり得なくはない。だが、理屈を言えば、「神なび」の山ではあっても、ここは、その山麓にあったと覚しい「神なびの清き御田屋」、すなわち、神に捧げる米を作るために祓い清めた田を見守る仮盧、その仮小屋のある聖域の神田のために設けた池の堤のほとりに茂り立つ斎槻なのである。山の「峯もとををに」という表現が現われる必然性は乏しいといわなければなるまい。

そもそも、「とををに」という語が植物以外とはかかわらない。

秋萩の枝毛十尾二置く露の　（8一五九五）
秋萩の枝毛十尾丹露霜置き　（10二一七〇）
秋萩の枝毛十尾尓置く露の　（10二二五八）
白檀の枝母等乎〻尓雪の降れれば　（10二三一五）
しだり柳の十緒妹は心に乗りにけるかも　（10一八九六）

のごとし。大部分は「枝」に関する。最後の例も「枝」とは言っていないけれども、「しだり柳」であるから枝と見てよい。「とを」は、撓み曲がる意の動詞「たわむ」（6九三五）や「とをむ」（19四二二〇）と同源の語で、「たわたわ」（10二三一五或云）の約「たわわ」の交替形、もしくは「とをとを」の約と見られる。「たわ」「とを」ともに、撓み曲がるさまに対する擬態語で、山の鞍部をいう「たをり」（13三二七八ほか）も、この「たわ」に「り」が接して生じた語と見なされる。記垂仁の条には「山ノ多和」の語がある。山の鞍部をいう「たをり」は存しても、山の「峯」に対して「もとををに」ということは考えにくいのである。

こうして、「峯もととをに」については、さまざまな異説が出た。

峯文十遠仁　（『代匠記』初）
延多文十遠仁　（『考』）
延太文十遠仁　（『古義』）
峰文十遠仁　（『私注』一案、スヱを一層適切とする）

など。若き日、これらの説に対して、

(1)『代匠記』の義訓は、スヱと訓ませるのに、なぜわざわざ「峯」の文字を用いたのか疑問が残る。

(2)さりとて、「考」『古義』の誤字説は、「延多(太)→峯」の径路に飛躍がありすぎる。

(3)『私注』一案の「峰」の誤字説は、「峰→峰→峯」の径路に可能性があり、しかも、「峰」はたとえば『広韻』に「木上」とあり、ウレともスヱとも訓める。が、誤字説でなく、この本文を尊重する道があれば、それに越したことはない。

と批判した上で、旧訓に従いつつ、『私注』が別案として、

又案ふに、山頂をスヱといふにより、峯を直ちに木の末に借

りたのかも知れぬ。

と述べているのが最も穏当であろうことを、四つの理由を挙げて論じたことがある(『大成』4巻十三。「昭和廿九年七月一日」の日付がある)。くどいようだが、これは、旧訓の「峯文十遠仁(ミネモトヲヲニ)」を重んじ、「峯(ミネ)」を「木末(こずゑ)」の意に解するものである。

もとより、「峯」を文字どおり山頂の意に解する道がもしあるならば、これに勝ることはなかろう。しかし、若き日に見得た旧訓尊重説の『全註釈』に、「峯もとををには仰山で、しかもとをを打ち折るとは不正確な言ひ方であるが、わざと仰々しく言つたものである」とあるのは、「仰々しく言つたもの」という点には共鳴できるものの(このあたりのこと後述)、先に記した、山の「峯もとををに」の文脈上の不審に対する解答にはなっておらず、苦しい。かと言って、窪田『評釈』に、「『考』は、『峯』は、『延多』の二字の誤字かとしている。枝も撓むまでにで、一見合理的にはみえるが、それだと続きの『ふさ手折り』が利かなくなる感がある。慣用句になっていたものとして、原文に随う」と説くのも、「それだと続きの『ふさ手折り』が利かなくなる感がある」という発言はさすがに鋭いと思われるけれども(この点についても後述する)、「慣用句になっていたもの」とするのは証拠のないことで、やはり苦しい。

峯文十遠仁

ただし、昭和三十二年五月、「解釈と鑑賞」第二十二巻第五号に発表された、犬養孝「峯もとををに ――心情表現の構造に即して――」(のちに『萬葉の風土続』に所収。ここではこの論に拠る)は、その副題どおり、今の長歌の心情表現の構造に即しつつ、積極的に山の「峯もとををに」の必然性を唱えた論で、注目に値する。

犬養論文は、拙論をも最近の説として紹介されたのち、見解を繰り広げる。まず、今の長歌の心情表出の在り方は、その律動と表現内容とから見て、(1)「かりがねもいまだ来鳴かね」までの第一段、(2)「秋のもみち葉」までの第二段、(3)「君がかざしに」までの第三段の三つから成るとし、「(1)は、全舞台を覆ふ、すべて地上より上の、空間の情趣の表出であり、(2)は、転じて、地上的なあまりに地上的な一焦点『秋のもみち葉』に心情の定着してゆく過程であり、(3)はその焦点を契機とした、人間(一女性)の慕情による心と行動の表出である」「この(1)のもたらすしづけさの波動は、(2)のもみち葉へのすすみゆきのみならず、やがて(3)の小鈴の音の動に対立し、さらにもみち葉を含み持つ神南備の峯に対応しゆく姿として、見逃すことはできない」などと説いた上で、「ここにおいて、『峯もとををに』の表現の必然性が確認される。『峯も』とあることによって、(1)及び(2)における空と地との飛鳥景観の中にひそまりゆく律動、その静の結晶は、『もみち葉』から、さらにこの

『峯も』に凝結表出され、ここに、その『峯』も『とををに』とする表出は、小鈴の音を景観の中にひびきかへさせるばかりでなく、(1)(2)の静の表出に、逆にひとつひとつ符節を合せてひびきかへつてゆき、一方、『もみち葉』を契機に露呈された慕情の波動も、小鈴の音の拍車を得て、ここに奔騰し、静と愛とは均衡を保つて、景観を背後においた澄明な印象と一途な慕情の美しさとを成就せしめる。かくて『峯もとををに』は、この歌の美的構造の中では、誇張ではなくて、飛鳥をとめの心の真実としてうけとれる。をとめが取る『もみち葉』は、単に池の堤のもみち葉ではなくて、しづかな秋のしぐれ日の、なつかしい風土景観の神南備山の『もみち葉』として、小鈴の音が飛鳥の峯にひびく美しさをも反映させて、男への愛のために折り束ねて取らねばやまぬ『もみち葉』である」と論じている。

「峯文十遠仁（ミネモトヲヲニ）」を額面どおりに解しようとする姿勢と熱意とには敬意を表する。しかし、歌の言葉の続き具合いに対する綿密な検討を欠いており、説得力に乏しいというのが正直な感想である。「律動と表現内容とから見て」ということわりはあるものの、そもそも、この長歌を三段構成と見ることが成り立つのかどうか。犬養論文が六番目の句を「いまだ来鳴かね」と訓んでいるのは正しいと思う。だが、最初に述べたように、そう訓めば、この句は挿入句となるものである。挿入句のところで歌が段落をなすなどいうことはあり得ないのではないか。今の長歌は「秋の赤葉」のところで呼吸を持ちつつも、全体一文の一段構成と見るべきではなかろうか。

やはり、「峯もとををに」について論ずる西宮一民「誤字説をめぐつて―『峯(桙)』と『岫(岬)』の場合―」(萬葉第三十四号、昭和三十五年一月)に犬養論文について言及し、犬養論文のように解するためには、少なくとも、「『小鈴もゆらに』が『峯もとををに』にかかる文脈でなくてはならぬであらう」と述べ、

しかるに此の歌の文脈は、「……秋の赤葉」で一旦切れて、

巻き持てる小鈴もゆらに
引き攀ぢて峯もとををに

の二句が、「ふさ手折り」にかかるものとなつてゐる。(「たわや女に吾はあれども」の句は挿入句の語法をなす。)しかも歌句の順序は右の通りであつて、決して「峯もとををに引き攀ぢて」ではない。即ち「小鈴」に対応するものは「峯」の文字であつて、もし文字通りのミネであれば対応関係が成立しないはずのものである。さらに内容から、「引き攀づ」→「峯」→「ふさ手折り」の順でみれば、ミネと訓んでは意味を爲さぬこと明らかである。

と反論している。「まき持てる小鈴もゆらに」は、「引き攀ぢて峯もとををに」に対応しつつも、その句の中の「引き攀ぢて」に連用修飾的にかかってゆく面もあって、その点、犬養論文が誤読の上に立っているとは思わないけれども、ここの構文は、基本的には西宮論文のいうとおりであろう。

こうして、西宮論文では、『日本書紀』の古訓に、

唯妾所レ悲者、飛天之鳥モ爲レ愛ニ養兒ヲ一、樹巓作レ巣、其愛深矣。
伏地之虫モ爲レ護ニ衛子ヲ一、土中作レ窟、其護厚焉。
（継体紀八年正月）

拔ニ人頭髪ヲ一、使レ昇ニ樹巓ニ一、斬ニ倒樹本ヲ一、落ニ死昇者ヲ一爲レ快。
（武烈紀四年四月）

のごとく、「巓」の字をスヱと訓んでいることを指摘し、「巓」が「物の尖端」を意味する文字であること、および「巓」「嶺」「峯」「岑」が同義を表わす文字であることの検証を重ねながら、『代匠記』(初)の「峯文十遠仁」こそが由緒正しい説であったと論じている。

今読み返して見て、若き日の拙論には、言葉を惜しんだところが認められる。責任は筆者の未熟にある。西宮論文では拙論が引用され、拙論は、『代匠記』(初)の説と同様に扱われたのである。誤解は、そのまま、高橋庄次『萬葉集巻十三の研究日本連作詩歌史考』(昭和五十七年五月)に継がれ、この論著では『代匠記』(初)の説を可とし、「手弱女ではあるけれども三十枝槻の木末をたわわにそっくり手折ったというのであるから、この女は神の依代の木末をそっくり手にしたことになる」と解している。この解は「峯もとををに」の「もとををに」の意味を無視したもので従いがたいが、今は立ち入らない。拙論への誤解は、下っての、春日和男「山のたをり――その縁語的発想――」(万葉第百三十一号、平成元年三月)にも引き継がれた(氏にはそれ以前に「『峯文十遠仁』考」〈語文研究四四・四五合併号、昭和五十三年〉がある)。

春日論文は、旧訓に帰るべきだとしつつ、「『峯もとををに』とは、山の稜線の撓やかに起伏している姿と見」られ、それを「タヲリ(嶋)と称して、山の豊かな貌であることは、既に『新撰字鏡』の説くところでもあった」と説く。そして問題の部分をめぐって、

手に環いている　小さな鈴が　チリリンと鳴るまで、私はたおやかな女性であるのに黄葉の枝を　荒っぽくひっつかんで
捻じり寄せ、峯の起伏する姿にも似て　たわむばかり　豊かに　私は黄葉の枝を　たくさん折り取って、……

という試解を与えている。この試解には、慎重に、「一往、対句の部分に、それぞれ修飾句(波線部)を付けて解釈し、更に『私は、黄葉の枝を』という主語と目的修飾語(傍線部)を明示しておいた。肝腎の『とををに』は『新撰字鏡』における「嶋」の条に見える『山

豊貞』とある意を利かせて、『たわむばかり豊かに』とした」という注が附せられている。この試解が誤解を受けないためには、「ふさ手折り」の「手折り」について、春日論文が、「ここでは、上に対して山または峯の縁語として成立し、鞍部という山の容姿に関する名詞として、またそのままの動詞として、掛け詞を形成し、横には『引攀ぢ』との対句関係において存するという、三重の修辞上の要点に立ったものなのである」と説いてるいることを付言する必要があろう。

よく考えられた説だと思われる。しかしながら、「手折り」が「横には『引攀ぢ』との対句関係において存する」というのは深入りに過ぎるのではなかろうか。先の西宮論文に指摘するように、「ふさ手折り」は、上の「まき持てる小鈴もゆらに」と「引き攀ぢて峯もとををに」との二句を、対応の関係を保ちながら受けるものと見られるからである。関連して、「峯もとををに」を、「峯の起伏する姿にも似て　たわむばかり　豊かに」と解するのも迂遠で行き届かないように感ぜられる。

「峯もとををに」は、上の「小鈴もゆらに」や先に挙げた「枝もとををに」のほか、「山もとどろに」(6一〇五〇)、「滝もとどろに」(12二八四〇など)、「山も狭に」(8一四二八)、「峯も狭に」(10二二三三)などの慣用表現で明瞭なように、「〜も〜するばかりに」の意を表わすもので、「峯の起伏する姿にも似て」のように「〜の〜のように」の意にはなり得ない。春日論文では「たわむばかり　豊かに」にその点を投影しようとしたものと察せられるが、その解説に、期せずして、「肝腎の『とをを』は『新撰字鏡』における云々」とあって、「も」に対する関心が薄いように見受けられる。これは、「峯もとををに」を「山の稜線の撓やかに起伏している姿」と見ることに無理があることを示すものといえよう。

なお、『萬葉集全訳注原文付』(昭和五十六年十二月)には、目下の句について旧訓を採用し、「『とをを』は撓むさま。『峯之手折丹』(ミネノタヲリに)の句あり(三二七八)　これは峯の撓んだ所。そのように。」とある。文庫本(脚注本)の性格上、すこぶる簡単ではあるけれども、これは、春日論文と同じ考えに立っているものと思われる。また、『現代語訳対照萬葉集』(昭和五十年四月)も旧訓を採り、「峰もたわむほどたくさん枝を折り取って持って行く」と訳している。しかし、説明はない。さらに、新編日本古典文学全集8の『萬葉集』(平成七年十二月)も旧訓に従い、「このミネは山頂の意から転じて、木の最高部、梢を意味する用法」と説き、「引きつかんで　梢(こずえ)も揺れるほどに　束ね折って　わたしは持って行く」という訳を与えている。これは、『私注』別案、および それを支持する筆者の旧説と同じである。

以上、「峯もとををに」の「峯」は、「垣つ田の池の堤」の「斎槻」の木そのものの属性をさすとしか考えられない。と言って、それは、『考』や『古義』などのいう槻の木の「枝」であるはずはない。作者(一女性)は、今、現に、「秋の赤葉」の「斎槻の枝」を「ふさ手折」り、かつ「持ちて行」きつつある。その「枝」に対してことさら「枝もとををに」などいうわけがない。この点については、春日論文に、先刻引用した「ここでは、上に対して山または峯の縁語として成立し、云々」の文章に続いて、「まさに動詞『手折り』はこのキー・ワードである。このように見れば『小鈴』とそれに対応する『峯』は、自己に手近かな枝以外のものと、自己から遠景になる枝以外のものという名詞として対立していることになる。『峯』が『枝』となり得ない条件は、この対句的意味の対応においても、確立するとせねばならない」と明言しているとおりである。先に引用した窪田『評釈』に、「延多」の誤字説について、「一見合理的にはみえるが、それだと続きの『ふさ手折り』が利かなくなる感がある」と述べているのは、この辺のこと考えての発言である。

かくして、「峯もとををに」の「峯」は、「斎槻」の属性でなければならず、かつ、作者からは遠景になる、「斎槻の枝」以外のものでなければならないのである。ならば、その「峯」の実態は何なのか。ここで、西宮論文の支持する『代匠記』(初)の説に戻ることができるならば、事は簡単である。だが、実際はそうは行きかねるのである。「木の末(すゑ)」の意であるならば、集中一般の「末」の文字を用いずに、なぜ、ことさらに「峯」の字を使ったのかという不審をこめて、問題はつきない。

顧みるに、若き日の拙論に、「山頂をスヱといふにより、峯を直ちに木の末に借りたのかも知れぬ」という『私注』別案に拠ったのが、そもそも安易であり、誤解を招く元であった。たしかに、『日本書紀』の古訓に「樹巓(キノスヱ)」の例はある。西宮論文では、斉明紀二年の条に、「宮杙爛(ノ ただレ)矣、山椒埋(レリ)矣」とある「山椒」にヤマノスヱの古訓のあることなども指摘し、「椒」は「巓」と相通ずる文字であることを明らかにしている。しかしながら、『萬葉集』にあっては、山の上方をいうたった一つの例「末辺(すゑへ)」(13三二二二)や、「末つひに」(11二七九〇、13三二五〇)のように単独の形で将来・行く末のことをいう例を除いては、「末」は、

梓弓須恵(スヱ)に玉巻きかくすすぞ　(14三四八七他二例)
高円の野辺延ふ葛の須恵(スヱ)つひに　(20四五〇八)
秋風の須恵(スヱ)吹き靡く萩の花　(20四五一五)
梓弓末(スヱ)はし知らずしかれども　(12二九八五他三例)
秋の野の尾花が末(スヱ)を押しなべて　(8一五七七他四例)

葦垣の末かき別けて君越ゆと　（13三二七九）
紅の末摘花の色に出でずとも　（10一九九三）

など、大部分草類に限って用いられている。右のうち、「葦垣の末」というのは葦そのものに対しての称ではないのであろうが、下に「かき別けて」とあり、草類「葦」にかかわっていることだけは確実。人工物「梓弓」に「末」と称し、七例にも達するのは、一見不思議。梓はカバノキ科の落葉高木。高さ三〇メートル、太さ八〇センチ以上に達する。強靭で堅い木なので、その枝が好んで弓の材とされた。適切な枝を切り取って作るのだが、その場合、枝の先の方を上、本の方を下にし、上下の均衡をはかるため、本を削って内部に溝（樋）を設ける。枝の先の方を上にするのは、それの方が弓の弾力が強くなるからである。上代の梓弓は一般にこのようにして作られた（正倉院御物参照）。すなわち、梓弓などに慣用としていう「末」「本」の称も、木の枝の習性に基づいているわけである。木の枝は貌草のごとしと見て大過あるまい。

こうして、『萬葉集』には、高木についてスヱと言った例はない。草類についていうのが習いであった。ただし、記紀には、

(1)ちはや人　宇治の渡りに　渡り瀬に　立てる　梓弓檀……本辺は　君を思ひ出　末辺は　妹を思ひ出……（記歌謡五一、紀歌謡四三に小異歌あり）

(2)……こちごちの　山の峡に　立ち栄ゆる　葉広熊白梼　本には　い組竹生び　末辺には　た繁竹生ひ……（記歌謡九一）

(3)石の上　布留の神杉　本伐り　末截ひ　市の辺の　宮に　天の下治らしめしし……（清寧紀、天皇の誥び言）

など、「檀」（上の「梓弓」は語呂合わせ）「白梼」「杉」について用いた例がある。このうち、「檀」は山野に自生するニシキギ科の樹木で、低木であるものが多い。「白梼」「杉」は紛れもなく大木であり高木である。

スヱは、一般に、末端・先端の意を示す語と言われている。しかし、これだけではいまだはっきりしない面がある。周知のように、スヱ（末）はモト（本）の対で、モトは草の茎や木の幹、さらにその根本をいうのが原義であるから、もっと厳密に言えば、スヱとは、伸びて立つ植物の上方の部分、柔くほんのりと見える先の部分を大まかにさす言葉であったのではないかと思われる。スヱが行く先・のち・将来の意に用いられるのも、現在時点の向こうに存在する漠たる時間帯をさすのに適切であったからであろう。右に引いた記紀の用例(1)における「本辺は君を思ひ出　末辺は妹を思ひ出」の対句は、原義から離れて、「一方では君のことを思い、他方では妹のことを思う」の意で用いられたものである。「末辺は」をめぐって、ある一点に対して別の面をいうこのような用法が

早々と生じたのも、スヱが漠然たる上方部分を總体的にさす言葉であったことによるものと思われる。(2)の「本にはい組竹生ひ　末辺にはた繁竹生ひ」の対句もまた同様。この対句、難解で説が多い。が、古典大系『古代歌謡集』には、松岡静雄『記紀論究』の説によりつつ、「本は樫の根もと、末はすこし離れた所」と注している。このような解が生じるのも、スヱの語に、ある一点に対して、漠として高く遠い部分をさすという属性があるからであろう。ここに「本には」とあることについて、『古事記伝』には、「本に者なり、下ノ方を云、〔中略、同言を二たび云に少し替て云こと、古歌のつねなり〕」と説いている。けれども、ここで「末」だけに「辺」が付いているのは、その語性を端的に示すものとして重視すべきであろう。

そう言えば、先の『日本書紀』の古訓キノスヱも、「樹巓作巣」、「使レ昇二樹巓一斬二倒樹本一」の文脈では、すべて、木の上方を大様にさしたものと見て大過ない。このことは、上代に、「上つ枝」「中つ枝」「下づ枝」の対比(記歌謡一〇〇以下)、「上つ枝」「下づ枝」の対比(記歌謡四三以下)が慣用としてあり、この「上つ枝」の正訓字として、萬葉に「最末枝」(9一七四七)「末枝」(10二三三〇以下四例)と記されているのを考慮しても変わりがない。「上つ枝」は「秀つ枝」の意であろうが、あくまで上方の枝を大まかにさした語と見られるからである。「秀」は、外に現われた目立った部分をいう名詞である。なお、「梢」(木末)の語は上代に確例を見ない。

スヱと対比して言及しておくべき語がある。ウレ。これは、大凡に末端の部分をいうスヱの、さらに先端をいう語で、若く伸びた先、今年新たに伸びた先の意が原義であったと覚しい。集中、ウレを「若末」と記す場合が、正訓字を用いた七例の中で三例を数えるのは(2一二八、10一九三七・二一〇九)、その辺のことを端的に示している。スヱには、「吹き靡く」(20四五一五)、「押しなべて」(8一五七七)、「生ひ靡き」(10二二四二)、「かき別けて」(13三二七九)などの表現と結合する例が目立つが、ウレにはさような例はない。このウレが、ウラバ(末葉)の例を含めて言えば、スヱと同様、草類に集中する。「萩」(8一六一八など)、「柳」(14三四五五など)、「葦」(7一二八八など)、「小竹」(10一八三〇)、「菱」(16三八七六)、「茨」(20四三五二)、「藤」(14三五〇四)、「浅茅」(10二一八六)など。ウレには、「松」について言われる場合があるけれども、「池の辺の松之末葉に降る雪は」(8一六五〇)を除いては、残る五例すべて、「子松」(2一四六・二二八、10二三一四、11二四八七)または「小松」(10一九三七)と記す。ほかに、「守る山の宇良枯れせなな常葉にもがも」(14三四三六)という例があり、これは単独の形で山の木の葉について言ったもので、きわめて珍しい。東歌である。

以上の次第で、目下の槻の木のような高木について、スヱとかウレとか言ったということは考えにくい。スヱ・ウレは草類に対してこそふさわしい語で、事実、『萬葉集』では、大部分草類に関して使われているのであった。ちなみに、当面の歌における槻の木が高木としてとらえられていることは、「斎槻の枝に瑞枝さす秋の赤葉」の表現によって明白である。こうして、『代匠記』(初)の「峯文十遠仁」も、まして、『私注』一案の「峰文十遠仁」も成り立たないと思われる。

ならば、「峯文十遠仁」の「峯」とは何か。問題は、再びここに帰ってくる。案ずるに、この「峯」は、その原義「御嶺」(山頂の最も高き所、鋭峰)の意からも察せられるように、下から高く見上げる時に目に入る形状の称で、ここでは、「斎槻」の木の幹の先の先、高木槻の木の天辺、人には手の届かないはるかなる天辺をいう言葉として使われているのではなかろうか。高木の幹の天辺――こう解すれば、「峯」の一語は、これまで説き来たった長歌の文脈に一挙に収まると考えられる。ここで、スヱの語が物の上方部分を大様にさす言葉で、一点に視線をあてた語ではないと見られることを想起したい。勿論、木の幹も頂上の方で枝分れすることがあるけれども、幹は幹である。

旧論の四つの根拠の一つとして挙げた、「今、南信州の一部(伊那高遠地方)で、『木末』の事を、ミネと普通にいう」という指摘も、今にして思えば、そのミネは、見上げての高木の天辺をさして言ったものであって、「『木末』の事を、ミネと普通にいう」と述べたのが、そもそも曖昧であった。というよりま違いであった。これは、「木末」と「天辺」との違いが、今の長歌にとっていかに重要であるかを読み取り得ぬ時代の、恥ずべき発言であった。

四つの根拠のもう一つとして、「『手弱女に吾はあれども』、『引きよぢてふさ手折り』、『君がかざし』のためにもつてゆくといふ女の気持は、単に枝でなく、『木末までたわむほどに』といふところに、一層痛切感をますやうに思はれる」と記したけれども、この「木末までたわむほどに」の一句は「槻の木の天辺までもたわむほどに」というべきところであった。この長歌の作者は、か弱いたわやめであるにもかかわらず、槻の木のはるか天辺まで撓むほどにどっさり手折ったと言い現わしたいために、当時としても特殊な言葉であったかもしれないが、木のミネの意の「峯」の語をここに選び取ったものと考えられる。旧訓を重んじ、「峯」を山の峯と解した『全註釈』が「わざと仰々しく言つたものである」と述べていることは、先に紹介した。本稿の立場からすれば、「わざと」ではなく「心こめて」ということになろう。なお、右の旧文の中で、「単に枝でなく」と述べているのは、目下の長歌におい

て、「枝もとをに」という句が存在し得ない表現であることの認識が欠如していたことによるものと思われるけれども、集中の慣用表現である「枝もとをに」をこの長歌が切り捨てた所以を考慮しての発言であったことを、念のために言い添えておく。

三

「峯文十遠仁（ミネモトヲヲニ）」の「峯」は、高木の幹の天辺をいう語と見れば、問題の長歌の中で万事収まること、逆に言えば、高木の幹の天辺の意を託したいために、ことさらに「峯」の語が選び取られたことを、述べてきた。

とは言え、「峯」を高木の天辺の意で用いた例がほかにあるわけではない。どこかにないかと探し求めているけれども、見あたらない。あるのは、信州伊那高遠地方で、筆者たちが青少年時代に日常的に使った方言ばかり（この稿を草するにあたり念のため故郷の人々に情況を聞いた。今も変りがないことを確認し得た）。したがって、ここでは、「峯」は、この長歌における特殊な用例で、検証の結果、この一例が文献上の実例だと見るよりほかはない。

『大言海』には、「峯」に対して「物ノ高マリタル部分」の意ありとし、『宇津保物語』（俊蔭四十五）の「コノ中イタヅラナル所ハ、耳ノハタ、鼻ノみねナリケリ」の例を掲げており、爾後の辞書もことごとくこれに倣っている。『全国方言辞典』には、静岡県田方郡で「峯」を「魚見所」の意に用いるとある。これも高い所に由来するのであろう。家の「棟」を「みね」というのも同じであろう。俳諧には「雲の峰」という季語があり、垂直に大きく延びた濃い雲、入道雲・積乱雲をいう。『奥の細道』の出羽三山の条に「雲の峯幾つ崩（くづれ）て月の山」とあるのは著名。解釈に異説もあるようだが、「崩て」の語は、この「雲の峯」が入道雲の頂点に着目しつつ用いられていることを示す。

そう言えば、当然のことながら、「峯」は、集中、「高」と関連して用いられることが多い。「さ夜更けば出で来む月を高山之峯（タカヤマノミネ）の白雲隠すらむかも」（10二三三二）以下、一四例中五例。後世の歌なども、「峯」は「高し」と連合する場合が他を圧倒する。集中には、「高嶺（たかね）」という語がある。「真白にぞ富士の高嶺（タカネ）に雲は降りける」（3三一八）、「神さぶる生駒多可禰（タカネ）に雲ぞたなびく」（20四三八〇）など、或本・一本を含めて一四例。うち、一〇例は富士山について言っている。この語については、最初に引いた桜井満『萬葉集の民俗学的研究』に考察があり、「高嶺」は単に高い山、高大な山の意だけでなく、「高く貴い」山、神の宿る「神さぶる」山への讃辞であったと述べている（五五〇～二ページ）。

考えてみれば、『日本書紀』の古訓に、樹木について用いた「巔」

の字をスヱと訓む例が存するのは、逆に、ミネ(巓・峯・嶺・岑)を高木の天辺について言うことが、すでに上代にも存在し得たことを暗示するのではないか。ともあれ、山について「末」という集中たった一つの例が巻十三のものである(三二二二)。「山の末(すゑ)」という言い方は、既述の「山椒(ヤマノスヱ)」のほか「天皇之還幸之時、其大神満(テテ)二山末(ヤマノスヱ)一、於二長谷山口一送奉」(記雄略)、「国津神は高山之末短山(タカヤマノスヱヒキヤマ)之末(ノスヱ)に上りまして」(六月晦大祓)など、上代の他の文献に散見する。けれども、そう多くはなく、『萬葉集』には巻十三の一例のみを見るわけである。今の「峯もとをに」の対象格「秋の赤葉」は、そのモミチバの原文が「赤葉」なので、この論文ではこのように表記したのだが、モミチバを「赤葉」と記すのは珍しい。モミツを「赤」と記す場合が二つあり(10二二〇五・二二三二)、「紅葉」(10二二〇一)の例も一つ見られるけれども、モミチバには「黄葉」をあてるのが集中の習いで、「赤葉」は孤例。神祭りのための「斎槻」の枝なので、「九月のしぐれの降れば……瑞枝さす秋の赤葉」と記したもので、ここは格別に赤々としたもみじであって欲しく、「峯もとををにふさ手折」ると同根の心情から「赤葉」と書いたのであろう。異訓はあるものの、初二句の「かむとけ」(霹靂)も「日香る」も、この長歌だけのもの。高木の天辺を下から見上げて「峯」と称することは、上代にもあり、それが巻十三という特殊な巻の歌に登場したと見ることは、そんなに不都合なこととと言えないのではなかろうか。

それにしても、目下の長反歌は、いかなる時のいかなる歌であったのであろうか。「雑歌の部に入れてあるが相聞の歌である」とは『全釈』の言。だが、これは違う。「雑歌」の中の歌だから「雑歌」である。髪飾りのためにどっさり折り取って行くというのも(長歌)、一人で見るには忍びないので持って来たというのも(反歌)、もみじを賞でればこそであって、相聞の情を述べるところに目的を置いているのではない。

この長歌、「秋の赤葉」に一三句にもわたる修飾句がついていて、煩わしい感がしなくもない。だが、この入れこみようは、「清き御田屋の垣つ田」のために設けた「池の堤」に照り盛えるもみじの下が、この歌の場であるからであろう。こういう堤に槻の木を植えるのは、堤の堅固を期する実用性もあろうけれども、「御田屋」の聖なる稲の豊穣に対する予祝をこめるのが本来の狙いであったと思われる。さような堤の槻の木の下では、しばしば、祭りや遊宴が行なわれた。春の国見のことだが、人麻呂の泣血哀慟歌(2二一〇)にそのことが窺われ、また、記雄略の条には、「長谷の百枝槻(ももえつき)」の下で豊楽が行なわれた記事があり、その折の天皇を寿ぐ歌謡に「新嘗屋に生(お)ひ立(だ)てる百足(ももだ)る槻の木」の歌詞が見える(記

歌謡一〇〇)。ここは、神田の稲の結実に対する寿ぎを兼ねて集まった、もみじを賞でるための、女たちを主とする賀宴であった可能性が高い。

この賀宴について、かつて、次のような推測をめぐらしたことがある。

三二二三〜四は秋の国見ともいうべき場、換言すれば神なびの黄葉狩に集うた男女の間(宴)で唱われた一種のホギ歌であったと考えている。歌詞をていねいに追うと、「瑞枝さす秋の黄葉」を持って、「小鈴もゆら」に振舞う「たわやめ」とその相手をした「ますらを」とがあり、それを取りまいて歌を誦する男女がいるといった場面が思い浮かぶ。(拙著『萬葉集の表現と方法』上二五四ページ)

と。この考えは、今の長反歌について、古代演劇を推い見てのものである。巻十三には、もともと古代演劇の詞章ではなかったかと見られる歌が目立つ(三二七八〜九・三三一〇〜三・三三一四〜七・三三一八〜二二など。詳しくは『万葉集釈注』七参照)。この長反歌もその一つと見られる。「たわやめ」が斎槻の枝を手折る所作(長歌)、それを「ますらを」が受け取る所作(反歌)とを根幹に、環境等を示すほかの所作が伴奏としていささか加われば、演劇は成り立つ。斎槻の聖にして豊かな枝、赤々と色づいた枝を男女双方が領有することによって、豊穣の予祝が完結する。男女相整うことは豊穣の根源であった。そして、長歌の結びに「君がかざしに」とある「かざし」が、本来、神を招き迎え、幸いや繁栄を願う呪的な行為であったことは、周知のことに属する。

長歌の表現が全体に大げさであるのも、むべなるかな。反歌が一転して君を眼前にする表現に変わるのも、むべなるかな。「峯もとををに」は、このような場が、必然のものとして要求し選択した表現の一つであったと考えられる。

これで、記すべきことは記し終えたように思う。が、人あって、あるいは指摘するかもしれない。「木(コ)=ノ=末(ウレ)」の約「木末(コヌレ)」に関して言及を欠いているではないかと。そのとおり。コヌレは集中一八例。すでに、先掲高橋庄次『万葉集巻十三の研究』(二二四〜五ページ)に説いているように、そのうち一三例までが「山」のコヌレに限定されている(7一二六三の「山上」をヤマと訓んでのこと)。残る五例も、2二六七、10一八二六、13三二二一の三例は文脈や前後の歌から推して、「山」のコヌレと見て狂いはない。先に珍しい例として指摘した東歌の「守る山の宇良(ウラ)枯れせなな」も、実は「山」のコヌレのことであったと判断される。コヌレは、あきらかに山の景としてとらえられた語なのである。そして、それは、

うち靡く春来るらし山の際(ま)の遠き木末(コヌレ)の咲きゆく見れば

夏山の木末（コヌレ）の茂（しげ）にほとぎす鳴き響むなる声のさやけさ　（8一四二二）

暁と夜烏鳴けどこの山の木末（コヌレ）の上はいまだ静けし　（8一四九四）

秋づけばしぐれの雨降り　あしひきの山の許奴礼（コヌレ）は　紅ににほひ散れども……　（7一二六三）

などによって窺い知られるように、自分の視野から彼方に、かつ横にやや高く見納められるような場合に用いられた語と見受けられる。山の上方を中心に山一面を柔らかに覆う木々の末（うれ）の煙るような美しさ、さような形状をさすのが本義ではなかったかと察せられるのが、コヌレである。これによれば、著名な山部赤人の歌、

み吉野の象山の際の木末（コヌレ）にはここだも騒く鳥の声かも　（6九二四）

のコヌレも、象山の際をやや離れた所から見納めてのもので、この一語によって、一首が日のある折の景であること、赤人はこの歌にあっては象山の奥深くに分け入っているのではないことが知られる。

コヌレ（木末）の語を考慮しても、本稿の論旨に支障を来たすことはない。（一九九七〈平成九〉年三月二十二日稿）

（いとう　はく・筑波大学名誉教授）

「色丹出与」（巻四・六六九番）の訓詁について

坂本　信幸

旧本の本文と訓に最初に疑義を抱いたのは童蒙抄であり、代匠記、攷証が旧訓のままで解していたのを、「此歌の意、語言継而此四字誤字あらんか。てには聞き得がたければいかんとも点なし難し」とイロニイデヽと訓じた上で、下の「語言継而」が解し難いとして「よつて除二注釈一也」としたが、古義では「語言継而は、本居氏、此まゝにては、結局にかなはず、言は者の誤にて、カタラバツギテならむと云り」と宣長の説をあげそれに従い、「色丹出而語者継而」として、「歌意本二句は序なり、色に顕はして、人目を憚らず、吾思を語らば、継ぎてあふ事もあらむ、さなくては、継ぎてあふことはあるまじければ、今は人目をはゞからずして、色に出むとなり」と解し、井上新考、金子評釈、私注がそれに従った。それに対して総釈（石井庄司氏担当）では「寛永本には「色に出而」とあるが元暦本に草書で、與とあるにより上のやうに訓む」として、「与」の字を採りイロニイデヨと訓んだ。その後この本文訓がほぼ定説化し、鴻巣全釈、窪田評釈、古典全書、全註釈、佐

一

春日王歌一首　志貴皇子之子母曰二多紀皇女一也

足引之（あしひきの）　山橘乃（やまたちばなの）　色丹出与（いろにいでよ）　語言継而（かたらひつぎて）　相事毛将レ有（あふこともあらむ）

（4・六六九）

右の歌の第三句の本文は、現行のテキストおよび注釈書ではほぼ「色丹出与」とされており、訓も「いろにいでよ」と付されているが、本文と訓に問題がないわけではなかった。西本願寺本や温故堂本、大矢本、京都大学本、神宮文庫本、活字付訓本、寛永版本では、本文は「色丹出而」（傍点筆者）とあったのを、現行の本文は、元暦校本や類聚古集、紀州本に見える「与」の字を採用し、それにより、すべての古写本の訓であった「イロニイテヽ」をイロニイデヨと改めたのである。広瀬本のみは「色丹出与」の本文にイロニイデヽという訓を付していたのを、「与」の横に「而」の校異を示し、訓は見セ消チでイロニデヨとしている。

佐木評釈、古典大系、注釈、古典全集、古典集成、全注、新全集の諸本がこれに拠る。他に折口口訳が「談らひ続ぎてば」とするが、これは論外である。

二

たしかに、一首の意からすると、「色丹出而」では解しがたく思われる。代匠記では「色ニ出テトハ、シノヒ〳〵ナラテ顕ハレテ逢時モアランニ、暫思ヒナワヒソトナリ」と、イロニイデテを結句のアフコトモアラムにかかる句と解しているが、これではカタラヒツギテも結句にかかることとなり、イロニイデテとカタラヒツギテとの関係が明確でなく、「而」の重なりも声調上よろしくない。攷証で「一首の意は、今までは色にもいださゞれど、これよりは、色に出して、媒などをも恋るよしを語り継（ツカ）ば、逢こともありなんといはるゝなり」と、語らひ継ぐ主体を媒としたのは、カタラヒツギテとの関係を考えてのことと思われるが、上の色に出だす主体が「我」であるのに、すぐ下の句の主体が何の主体の提示もなく媒に変わるとは考え難く従えない。かといって古義のように誤字説をとり、古写本すべてが「語言」となっているものを、「語者」と勝手に変えることは出来ない。このような点から考えて、元暦校本や類聚古集、紀州本に見える「与」の字を採用して「色丹出与」とする総釈以下の説はなるほど穏当な説のように思える。

しかし、万葉の恋はなるだけ人に知られないように努めるのが通常であって、今のように、「色に出でよ」と命令形で人に知られるように思いを表面化せよというのは珍しい。集中の「色に出づ」の用例は当該歌を除いて次の二十一例を数える。

1　岩が根のこごしき山を越えかねて音には泣くとも色に出でめやも　（3・三〇一）

2　託馬野に生ふる紫草衣に染めいまだ着ずして色に出でにけり　（3・三九五）

3　言ふことの恐こき国そ紅の色にな出でそ思ひ死ぬとも　（4・六八三）

4　秋萩の枝もとををに置く露の消なば消ぬとも色に出でめやも　（8・一五九五）

5　……石上布留の里に　紐解かず丸寝をすれば　我が着たる衣は穢れぬ　見るごとに恋はまされど　色に出でば人知りぬべみ　冬の夜の明かしも得ぬを……　（9・一七八七）

6　よそのみに見つつ恋ひなむ紅の末摘む花の色に出でずとも　（10・一九九三）

7　臥ひまろび恋ひは死ぬともいちしろく色には出でじ朝顔が
花　（10・二二七四）

8　恋ふる日の日長くしあればみ園生の韓藍の花の色に出でに
けり　（10・二二七八）

9　黄葉に置く白露の色葉にも出でじと思へば言の繁けく
（10・二三〇七）

10　さにつらふ色には出でずすくなくも心の中に我が思はなく
に　（11・二五二三）

11　色に出でて恋ひば人見て知りぬべし心のうちの隠り妻はも
（11・二五六六）

12　白砂三津の赤土の色に出でて言はなくのみそ我が恋ふら
は　（11・二七二五）

13　あしひきの山橘の色に出でて我が恋ひなむを人目難みすな
（11・二七六七）

14　隠りには恋ひて死ぬともみ園生の韓藍の花の色に出でめや
も　（11・二七八四）

15　紫の我が下紐の色に出でず恋ひかも痩せむ逢ふよしをなみ
（12・二九七六）

16　暁の朝霧隠りかへらばになにしか恋の色に出でにける
（12・三〇三五）

17　……玉桙の道来る人の　立ち留まり何かと問はば　答へ遣
るたづきを知らに　さにつらふ君が名言はば　色に出でて
人知りぬべみ　あしひきの山より出づる　月待つと人には
言ひて　君待つ我を
（13・三二七六）

18　恋しけば袖も振らむを武蔵野のうけらが花の色に出なゆめ
（14・三三七六）

19　いかにして恋ひばか妹に武蔵野のうけらが花の色に出ずあ
らむ　（三三七六の或本歌）

20　安斉可潟潮干のゆたに思へらばうけらが花の色に出めやも
（14・三五〇三）

21　ま金吹く丹生のま朱の色に出でて言はなくのみそ我が恋ふ
らくは　（14・三五六〇）

これらを見ると「出でめやも」(1、4、14、20)、「な出でそ」(3)、「出な」(18)、「出でず(出ず)」(6、10、15、19)、「出でじ」(7、9)と、色に出ないことを願うのが常であって、色に出ることを歌う場合は、「色に出でば人知りぬべみ」(5)、「色に出でて恋ひば人見て知りぬべし」(11)、「君が名言はば色に出でて人知りぬべみ」(17)と知られることを恐れる思いを歌うものか、或いは「色に出でにけり(ける)」(2、8、16)と詠嘆の「けり」を用いて表面化したことの嘆きを歌うものである。12、21の「色に出でて言はなくのみそ」も

色に出ないことを前提とした抒情である。ただ一つの例外的な表現が、13の「あしひきの山橘の色に出でて我が恋ひなむを人目難みすな」であり、当該歌と上三句の序の表現を同じくする。しかしながら、13では「恋ひなむ」（完了の助動詞ヌの未然形＋推量の助動詞ム）と自己の恋の思いの表面化をきっぱりと決意し、恋の相手に「人目難みすな」と他者の思惑の外に出るよう求めるのに対し、当該歌では「色に出でよ」と相手に恋の思いの表面化を求めつつも、「逢ふこともあらむ」と消極的に推量するというのでは、相手への要求に対して自己の態度が如何にも無責任であり、歌にならない。色に出したならば、もう人目・人言を気にすることはないわけであり、互いの意志のもとに逢えばよいだけであり、「逢ふこともあらむ」でなく「逢はむ」と意志に歌うべきであろう。

窪田評釈に「王がある女と相対していられて、その女に贈ったもので、その場合に即させて詠んだ、実用性の歌と取れる。（中略）女は王に心を許してはいるが、その心を表面にあらわすことをせず、王としては親しみをもち難い状態であるので、女のその態度をやめさせようとして言ったものと取れる。それだと女は、初めて王に逢った者で、たぶん、身分の隔たりから甚しく遠慮してのことと解される。『語らひ継ぎて』は、現在相逢っていての上のことで、女が態度を改めないと、そのこともできにくいからのことであり、『あふこともあらむ』は、親しんでの上の成行きとしてのもので、将来のことである。この句は上にいった身分の隔りということをあらわしているものと言える」などとくどくどと説明し、「解しやすきに似て、解し難いところのある歌で、誤字説の起こっているのもそのためであろう。解し難さは、実際に即したものので、その実際が明らかでないがためである」などと述べるのは、イロニイデヨでは歌意が通じないところがあることの証である。だいたい、現在逢っていて「逢ふこともあらむ」と詠んだとはどういうことであろうか。しかも「語らひ継ぎて」は現在相逢っていての上のことだというのであるから、これはもう論理を放棄した注解でしかない。全註釈でも「他の普通の相聞の歌と違つて、作者が相手を見下している歌い方である」などと苦しい説明を加え、佐佐木評釈でも「逢い難い恋の苦しみに堪へかねて、むしろ大膽にならうと云ひ送つたのである。大膽にあらはに振舞へば、語り合ふ機会も出来よう、といふのであらうか。――作者にも確乎たる成算はないらしい」などと如何にも自信のなさそうな説明を加えているのも同じく、イロニイデヨでは解し難いからに他なかろう。

古典全集や全注ではイロニイデヨを自分に命令することと違例に解し、「ここはすてばちな気持から敢えて逆手に出たのである」

(全注)とし、カタラヒツギテを第三者が語り伝えてくれての意とするのも、このあたりの問題を何とか処理しようとしての解釈と思われる。古典集成では「そしたらお目にかかってねんごろに語らいを続けることもできるでしょう」と訳し、アフコトの内容としてカタラヒツグことがあるかのような解をとり、不可解である。

三

ところで、古写本には西本願寺本、温故堂本、大矢本、京大本、神宮文庫本のように「色丹出而」とあるものと、元暦校本、類聚古集、紀州本のように「色丹出与」とあるものとがあったものの、訓はすべてイロニイデテであった。元暦校本、類聚古集のように本文と訓とを別行にしたものはともかく、紀州本のように本文に片仮名傍訓を付したものまでが、「与」の字を無視するかのようにその傍に「テ」の訓を付しているのは、「与」の字が必ずしも原本の本文の字を残したものであるとはいえないことを意味しているのでなかろうか。つまり「而」とあって「テ」と訓む写本があるほかに、「テ」と訓んではいるがどうも「而」という字ではなく、「与」の字のような本文をもつ写本があったということである。ということは、本文自体をもう一度一首の歌意から考え直して見てもよい。

この歌は、恋する二人が逢うことのかなわぬ状況に居て、逢うことを願っている歌である。その逢うことのかなわぬ原因は、万葉の通例からして人目や人言であろう。そして「逢ふこともあらむ」と推量でもって将来への希望を歌っている。「逢ふこともあらむ」という句をもつ歌は集中では狭野弟上娘子の

命あらば逢ふこともあらむ我が故にはだな思ひそ命だに経ば　(15・三七四五)

を見るだけであるが、この歌は命さえ永らえれば後の逢瀬もあるだろうと信じて、相手に命を破るような恋思いをしないように求めた歌である。つまり、後の逢いを思う歌であること、そのために「な思ひそ」と相手に障りとなる行為の禁止を求めた歌である。

後つひに妹に逢はむと朝露の命は生けり恋ひは繁けど　(12・三〇四〇)

恋ひ恋ひて後も逢はむとなぐさもる心しなくは生きてあらめやも　(12・二九〇四)

などは、あたかも三七四五に応えたかのような歌であり、また、

春去ればまづ三枝の幸くあらば後にも逢はむな恋ひそ我妹　(10・一八九五)

は同想の歌といってよい。

「色丹出与」（巻四・六六九番）の訓詁について

これを勘案すると、当該歌はやがて後にはねんごろに語り続けてあうこともあろう故に、恋の障害となる人目・人言を避けるため「色に出」る行為を禁止したものと考えるべきであろう。つまり「色に出づな」とあるべきである。

一瀬には千度障らひ行く水の後にも逢はむ今にあらずとも（4・六九九）

鴨川の後瀬静けく後も逢はむ妹には我は今ならずとも（11・二四三一）

のように二人の逢会への障害や、今の人言の辛さを歌って後の逢いを願った歌があることも参考となる。また、前掲18の例に「色に出なゆめ」（14・三三七六）と、色に出る行為を禁止した表現があったことも参考できよう。

「勿」と「而」「与」が草書において極めて似ていることは、次の『草書大辞典』載録の字を見ても明らかである。

勿 米芾　勿 世南　勿 韻會　勿 羲之　勿 懷素　与 李岡　与 獻之

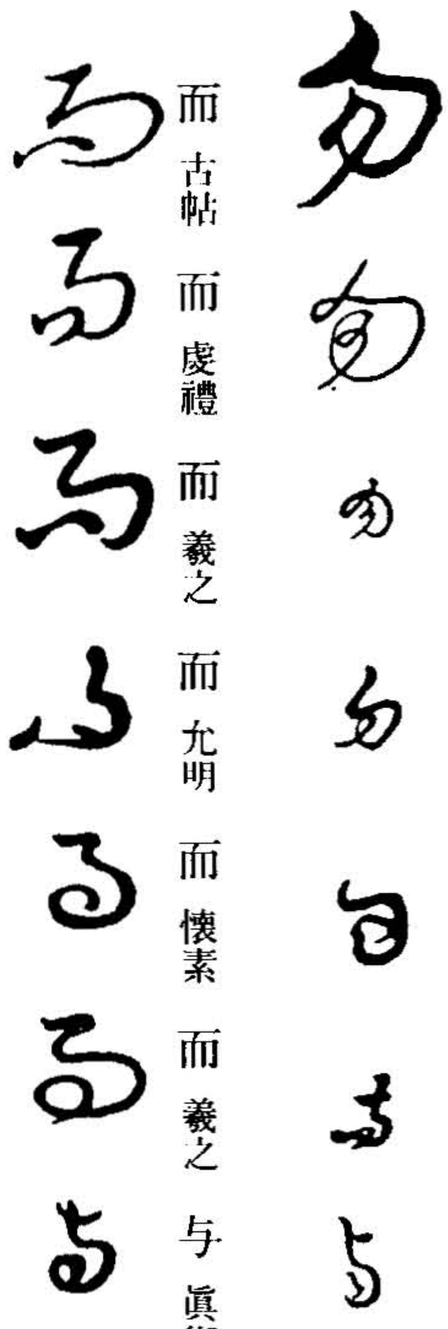

而 古帖　而 虔禮　而 羲之　而 允明　而 懷素　而 羲之　与 眞卿

巻16・三八四七番の「然勿言」を、類聚古集では「代勿」とし、墨で「然而」と訂している例や、巻2・一一五番の「遺居而」を、西本願寺本では「与」に誤っている例、また、巻5「梅花歌」の序の「松掛レ羅而傾レ蓋」を、細井本や活字無訓本、寛永版本では「勿」に誤っている例がある。

試みに元暦校本から「勿」「而」「与」の字を採字して見ても次のごとくである。

本文

「与」

「勿」

「而」

「与」

おそらくは、当該歌は原本は「足引之　山橋乃　色丹出勿　語言継而　相事毛将有」とあったものであろう。それが、「色出而恋者人見而応知」（11・二五六六）や「三津之黄土色出而」（11・二七二五）など、「色に出づ」の用例二十一例中11、12、13、17、21の五例にも及ぶイロニイデテという類型句への親しさや（類似の句としてコトニイデテも集中、10・二二七五、11・二四三二、17・四〇〇八の3例を数える）、また、類歌である13「足引乃山橋之色出而」（11・二七六七）などの表現に引かれ、「勿」と「而」と文字が似てもいるところから、「而」に誤ってイデテの訓が加えられていたものと考えられる。一方、「而」とは異なる本文を伝えたものにより、訓はイデテとするものの文字は「与」の方に誤った本が生まれたものであろう。すなわち、この歌は

あしひきの　山橋の　色に出づな　語らひ継ぎて　逢ふこともあらむ

と訓むべきと考える。

四

集中におけるカタラフの例は、当該歌の他に

(a)　百足らず山田の道を　波雲の愛し妻と　不レ語（かたらはず）別れし来れば……　（13・三二七六）

「色丹出与」（巻四・六六九番）の訓詁について

(b)　……馬留め別れし時に　ま幸くて我帰り来む　平らけく斎ひて待てと　可多良比（かたらひ）て来し日の極み……　（17・三九五七）

(c)　……恨めしき妹の命の　我をばも如何にせよとか　にほ鳥の二人並び居　加多良比（かたらひ）し　心そむきて　家離りいます　（5・七九四）

(d)　……橋だにも渡してあらば　その上ゆもい行き渡らし　携はりうながけり居て　思ほしき言も加多良比（かたらひ）　慰むる心はあらむを……　（18・四一二五）

(e)　……いつしかも都を見むと　思ひつつ迦多良比（かたらひ）居れど　己が身し労はしければ……　（5・八八六）

(f)　……世の中の愚か人の　我妹子に告りて語らく　しましくは家に帰りて　父母に事も告良比（かたらひ）　明日のごと我は来なむと　言ひければ妹が言へらく……　（9・一七四〇）

(g)　人言を繁みと君を鶉なく人の古家に相語（かたらひ）て遣りつ　（11・二七九九）

(h)　……玉葛いや遠長く　祖の名も継ぎ行くものと　母父に妻に子どもに　語（かたらひ）て立ちにし日より……　（3・四四三）

(i)　我が恋ひしことも語（かたらひ）慰めむ君が使ひを待ちやかねてむ　（11・二五四三）

(j)　見渡しに妹らは立たし　この方に我は立ちて　思ふ空安け

「色丹出与」（巻四・六六九番）の訓詁について

なくに　嘆く空安けなくに　さ丹塗りの小舟もがも　玉巻きの小梶もがも　漕ぎ渡りつつも　相語妻を（13・三二九九）

(k)　……夕星の夕へになれば　いざ寝よと手を携はり　父母もうへはなさかり　さきくさの中にを寝むと　愛しくしが可多良倍ば……（5・九〇四）

の十一例があるが、そのカタラフ行為は(a)(c)(d)(g)(j)などのように殆どが配偶者や恋人との間で行われるものであり、(i)の「君が使ひ」はそれに準じるもの、(b)(f)(h)(k)は肉親とのカタラヒである。(e)は誰とのカタラヒかその対象を明らかにしないが、いずれ熊凝に極めて親しい人物であったと推定してよい。イロニイデヨと訓んで自分で自分に命令することと違例に解した全注が、「語ラヒ継グは語リ継グに同じか。語リ継グは一般に後世に語り伝えることをいうが、ここでは人から人へと語り伝えて噂が広まることをいうのであろう」としたのは、こういったカタラフの用例から考えても首肯し難い解といえよう。

考えて見れば、カタラフという語自体は四段動詞カタルに反復・継続の意を表す接尾語が接した語といえるが、カタルという行為を反復・継続するには、話し手と聞き手との間にそれ相応の親しさがなくてはならない。つまり、カタラフという行為は親しい者同士で行う行為であり、「①語り合う。睦まじく語る。②打ちとけて語る」（岩波古語辞典）意である。(g)(j)のカタラフの表記の「相語」も、「霧相」や「渡相」の「相」と違い、「語」の上にある「相」であることを考えれば、『国語』巻六斉語の「相語以レ事、相示以レ巧、相陳以レ功」や、『史記』滑稽伝の「私情相語」、『戦国策』巻三昭襄王の「処女相語以為レ然、而留レ之」、曹植「鷂雀賦」の「仍敍二本末一、辛苦相語」などに見える「話し合う。相互に語る」意の「相語」をカタラフと訓じたものと考えられる。

当該歌は「語言継而」と、「語言」をカタラフと訓む。これは「語」一字でもってカタラフと訓む(a)(h)(i)との関連で、「語」だけでもよいものを「言」を加えたものと単純に考えてしまいがちであるが、恐らくはそうではなく「語言」でもってカタラフと訓ませた熟字訓であろう。「語言」には「ことば。言語」の意味（例えば『漢書』巻六十三、武五子伝「上棄二群臣一、無二語言一」、『論衡』巻十六、書虚「何子居之高、視之下、儀貌之壮、語言之野也」）の他に、「はなし。相談」の意味があり、『漢書』（九十六下）西域伝巻六十六下には「昆莫年老、語言不レ通。公主悲愁、自為二作歌一曰、……」[1]と見え、『後漢書』巻八十三、逸民列伝の厳光条にも「司徒侯覇與光素舊、遣レ使奉レ書。使人因謂レ光曰、公聞二先生至一、區區欲二即詣造一、迫二於典司一、是以不レ獲。願因二日暮一、自屈語言。光レ不答……」と「はなし」の例が見え、『玉台新詠』巻一「為二焦仲卿妻一作」にも「遣レ丞為二

媒人一　主簿通二語言一」と「結婚の申込みをさせる」ことを「語言を通ぜしむ」といった例が見え、『文選』巻十九、曹植「洛神賦」に「柔情綽態、媚二於語言一」、『三国志』巻三十二、蜀書先主伝第二に「少二語言一、善下レ人、喜怒不レ形二於色一」、『管子』巻十一、四称第三十三に「語言則謀謨。動作則事」、『論衡』論死第六十二に「人死不レ為レ鬼、無レ知、不レ能二語言一、則不レ能レ害レ人矣」などの例を見る。訳経史の最初の時期に当たる後漢の支婁迦讖の『道行般若経』（大正蔵第八巻）にも、「仏言。一切人皆等視中、与共語言。当三善心不レ得レ有レ害二意向一」（巻第五、第十四）、「須菩提。不レ当二与共従事一也。不レ当二与共語言一也。亦不レ当二恭敬視一也」（巻第七、第十八）、「時菩薩臥出。天人於二夢中一語言、汝当レ求二索大法一」（巻第九、第二十八）などの例を見る。(2)

「相言」も「語言」もカタラフの語義「語り合う」の意に添って選び採られた表記であったと考えられる。

以上、この歌は「あしひきの　山橘の　色に出づな　語らひ継ぎて　逢ふこともあらむ」と訓み、「今は如何に恋しく思おうとも、決してその思いをそぶりに現すなかれ、そうすれば、お互いに心を通わし合い続けて、後にはやがて逢えることもあろう故に」という、人目・人言故に逢うことのかなわぬ嘆きから、末の逢いに願いを託した歌意の歌と考えて万葉歌として落ち着くものと思われる。

注

(1)　百衲本には「昆莫年老、言語不通」とあるが、『補注』及び『評林』に「語言」とあるに従う。

(2)　下って、中唐の韓愈の詩などにも、「ことば、言語」の意の例「夜書二細字一綴二語言一」（「短燈檠歌」）と、「はなし、相談」の例「我不レ厭レ客、困二於語言一」（「剝啄行」）の両例を見る。

『道行般若経』の用例は松尾良樹氏の示教による。『道行般若経』には「語言」の動詞としての用例が引用例を含めて六例、名詞としての用例が五例ある。

（さかもと　のぶゆき。奈良女子大学教授）

「香具山は畝傍を愛（を）惜しと」

――新資料・林國雄「万葉考松能落葉」の三山歌論に触れて――

渡瀬昌忠

はじめに

万葉集巻一雑歌の「中大兄三山歌」の研究史は、仙覚に始まり、今なお進行中である。しかも、その問題点は多岐にわたり、諸説紛紛である。その伝説内容に限っても、(1)三山の性別は？(2)「雄男志」は「雄々し」か「を愛し」か「を惜し」か。(3)「相之時」は「逢ひし時」か「闘ひし時」か。(4)「立ちて見に来し」の主体は阿菩大神か印南国原か香具・耳梨二山か、等々。その他、伝説内容と「うつせみ」の歌い手の嘆きとの関係、題詞の問題、長歌と反歌との関係、作り手・成立事情、その背景・場の問題、万葉集編纂資料・配列の問題、等々にいたっては、ほとんど限りもない。

これらの問題を前にしては、どこから手をつけたらよいか、誰しも迷うであろう。私もその一人であるが、最近、大学生時代からの畏友栗原司氏（埼玉県桶川市在住）の好意で、学界未知の資料、林國雄（源囮雄）の「万葉考松能落葉」の三山歌論の内容を知ることができたので、これを機会に、その紹介をもしつつ、江戸時代における通説と新説との交替のあたりを中心に研究史を見直し、その今日的意味を考えてみたい。

その問題点は、三山歌の伝説内容をどう理解するかにかかわっており、右にあげた(1)(2)(3)を中心とすることになる。極言すれば、長歌の「雄男志等」（1・一三）、反歌の「相之時」（一四）の訓釈の問題である。

一　万葉集略解までの通説

三山歌の嬬争い伝説の内容について、鎌倉時代の仙覚抄は、

カク山ハ、女山也。畝火山ト、耳梨山トハ男山也。

とし、――香具山（女）は、初は耳梨山（男）からの懸想を受け入れる様子であったが、後に畝傍山（男）から懸想されると、畝傍山が姿も雄々しく良かったので、これに心が移ってしまった。そして耳梨山が約束どおり逢おうとしても、香具山はそれを受け入れなかっ

た。畝傍山はこのことを聞いて、香具山とともに耳梨山とたたかった――というのが「三山の闘ひ」であるとする。香具山(女)を伝説の主体と見、女(香具山)の男(耳梨山)から男(畝傍山)への心移りを三山の争いの原因としたのである。「畝傍雄男志等(ををしと)」を「畝傍の山は姿も雄々しく、良かりければ」と解したことが注意される。

この仙覚説は江戸時代の北村季吟の拾穂抄まではそのまま受け継がれたが、契沖の代匠記は、「第一の句、かく山をはと心得へし」と言い、「うねひのをゝしき山と、耳成山とか、をのをのわれえむとあらそふなり」とし、「さて妻をあらそへることは、此末に見えたる、縵児、桜児、芦屋のうなひをとめなとのたくひなり」と述べた。三山の性別は仙覚抄と同じながら、伝説内容の理解においては、仙覚説の複雑さを単純化し、女山主導の争いとする仙覚の見方から、男山二山による積極的な妻争い説へと、修正したのであった。一女を「われ得む」とする二男の積極的な争いと見る方が、古今を通じて一般的な妻争いなので、その点では多くの支持を得るのであるが、一方では、第一句の「香具山は」を「香具山ヲバ」の意としたり、第二句の「畝傍雄々しと」を「畝傍ノ雄々シキ山ト」の意としたり、不自然な文脈理解を示すことになって、それが後に批判を招くことになる。なお契沖の「四點萬葉」の書入れに「雄男志、をゝしといふはをのこらしきなり。雄男の二字の心なるへし」(岩波版契沖全集第十五巻)とあるのは、「雄男」の用字の有意性についての言及として注意される。

反歌の「香具山と耳梨山と相之(あひし)時」のアフについて、仙覚は言及しなかったが、これを契沖は「逢ふ」と解し、次のように述べる。

此哥ニテハ、耳梨山ニ逢テ畝火山ノ負タルヤウナレト、アヒシ時ハ、アハムトセシ時ナルヘシ。争ノ止ケムヤウハシラネト、推量スルニ耳梨山ニアハムトスル時、畝火山ノ殊ニ恨テ争ケルナルヘシ。云々

女(香具山)と男(耳梨山)とが「逢ひし時」と解すると、畝傍の「雄々しき」男山が耳梨の男山に負けたようで不審だし、第三者が「立ちて見に来し」は、情事の見物や世話のような不可解な行為となる。それで、男山二山の争いの原因としての「逢はむとせし時」だろうと苦しい解を試みたのであった。

そこに不満をおぼえた荷田春満の僻案抄は、

香山は女山、畝火山と耳梨山とは男山にて、香山を、うねび山も、耳なし山も、たがひにめとらんとせし事ありし時、香山、うねび山はをゝしときらひて、うねび山にしたがはずして耳なし山にあひしより、畝火山と、耳梨山と、相たゝかひけると、神世の故事に伝へて、これを三山のたゝかひといふ

「香具山は畝傍を愛惜しと」

也。

と述べた。長歌の、香具山(女)をば妻にしようと雄々しき畝傍山(男)と耳梨山(男)とが「相たたか」ったということと、反歌の、香具山(女)と耳梨山(男)とが「逢」ったこととをつなぐために、柔弱をこのむ女山の香具山が「畝傍山は雄々しときらひて」耳梨山と逢った結果、男山の畝傍と耳梨とがたたかうことになった、とする奇妙な合理化であった。契沖にとっても春満にとっても、「相之時」を「逢ひし時」と誤解したことが苦労の種だったのである。

賀茂真淵の考は契沖説を出ていないが、「別記」の「天香具山」の条に、「畝火(ウネビ)は高く、耳成(ミミナシ)はそれに次、香山は中に低(ヒク)かれど」云々と、大和三山の近くから見た山容をしるしているのが注意され、本居宣長も「菅笠日記」の旅に大和三山をめぐり、

さて三ツの山いずれも、いとしも高くはあらぬ中に、此山(耳梨山―渡瀬注)はやゝ高く、香(カグ)山はことにひきくて、うねびぞ中には高かりける。……いにしへこの三ツ山の妻(ツマ)あらそひとて、うねびと耳成(ミミナシ)は男山(ヲヤマ)にて、香(カグ)山の女(メ)山なるを、あらそひよば(聘)ひける、故事(フルコト)の有(リ)しは、今見るにも、まことに二ツの山はをゝ(雄々)しく、かぐ山は女(ヲンナ)しき山のすがたにぞ有(リ)ける。

と書いている(筑摩版本居宣長全集第十八巻)。後に見る宮地春樹の万葉私考に引かれた宣長説には、

本居翁云。……雄男ノ字ヲシモ書ル、此字ノ意ニテ、ウネビ山、耳ナシ山タガヒニ我雄男(レヲヲ)シト争ヒシ也。サテ今見ルニモ、ウネビ耳ナシハ誠ニソノ形ヲヽシクシテ男山ト云ツベシ。三ツノ中ニ、カク山ハマコトニ女山ト云ベキ形也。古説ヲ用ベシ。

とあり、「雄男」の用字の有意性と、近くから見た三山の山容とに言及し、「香具山(女)ヲバ畝傍山(男)ガ我レ雄々シト耳梨山(男)ト相争ッタ」と解しているようだ。「畝傍ノ雄々シキ山ト」という契沖の不自然な解には従わなかったのであるが、「畝傍」と「雄々し」との間に「我れ」を挿入するという新たな不自然を解釈に持ちこんだことになる。

橘(加藤)千蔭の略解は、契沖らの説によりつつ、反歌の「あひし時」については、「畝火は争ひ負けて、かぐ山と耳梨と逢ひしなり」としていて僻案抄に従っているらしいが、「立チテ見ニ来シは、かの阿菩大神の来り見し事を宣へり」と言うのみで、あまり不審は感じていないらしい。

代匠記から略解までは、伝説内容の細部の理解には揺れを見せつつも、香具山を女山とし畝傍・耳梨二山を男山とすることと、「香具山は」を「香具山をば」、「雄男志」を「雄々し」、反歌の「あひし」を「逢ひし」と解することとは、継承され続け、通説とな

っていたと言ってよい。

二　新説の出現

代匠記以下の通説とは異なった新見は、まず天明四年(一七八四)の自序と寛政四年(一七九二)の嗣子宮地仲枝の奥書とを有する、宮地春樹の『萬葉私考』にしるされる。それは、

高山波……真潮云、高山ト耳梨トヲ男山トシ雲根火ヲ女山トス。雲根火雄ノ「雄」ハテニヲハノ字也。男志ハ愛ノ字ノ義也。反歌ノ相之時ハ相戦シ時也ト。今按、此説ニヨレバ長歌ノ語モ平カニナリ、反哥ノ相之時トイヘルモ易ラカニ、且風土記ノ説ニモ違コトナクテイトヨシ。当従。

とし、続けて「本居翁云、右ノ考ヘニテハ雲根火ヲ愛(ヲシ)ト云々トイヘル処ノ詞ツヾキハヨク聞ユレドモ猶然ラジ。」以下、前掲の宣長説をしるした後に、さらに「本居翁ノ説右ノ如シトイヘドモ、猶吾ハ真潮ニ與(クミ)スベク覚ユ」とするものである。

ここに簡潔にその説を引用された谷(大神)真潮(一七二九―一七九七)は土佐藩の学者で、真淵・宣長に国学を学び、私考の著者の宮地春樹(一七二八―一七八五)も同じく土佐藩の同世代の学者で宣長に国学を学んだ。二人は親しく、春樹は幼い長子の仲枝を真潮に入門させている。その二人が、ともに師説になずむことなく、

「香具山は畝傍を愛惜しと」

香具山と耳梨山とを男山とし、畝傍山を女山として、「雲根火雄男志等」を「畝傍を愛(を)しと」と解し、反歌の「相之時」を「相戦ひし時」の意とする、新見を唱えたのである。古説を離れられなかった宣長も、この新説に接して、「香具山は畝傍を愛(を)しと」の「詞つづき」が自然であることは、認めざるをえなかったのであった。

次に林(源)國雄(一七五八―一八一九)の『万葉考松能落葉』がある。本書は、栗原司氏所蔵本(自筆稿本か)のコピーによると、表紙左肩に「万葉考松能落葉　全」の題簽を有し、墨付二十一丁(毎丁表裏各十行)で、内題は「万葉松の落葉」とあり、次いで「莫囂圓隣之歌解　源囿雄著」として十七丁の難訓歌(1・九)論をしるした後に、「ふてのついて」として四丁にわたって三編の小論を載せている。その第一編が次の一文である(いま句読点を加えて示す)。

○

○同巻(万葉集巻之一―渡瀬注)中大兄命三ッ山御歌は、ふるくより畝火耳成(ウネヒミナシ)を男山とし香山を女山として、代匠記万葉考を始、諸説ひとしけれと、香山を女としては、此一首心得かたく、反哥にいたりては、ことに解かたし。契沖師の香山波(カクヤマハ)をかく山をはの意なりといはれたるを、万葉略解にもとられたれと、香山をはとしては、二ノ句雲根火雄男志(ウネヒヲシト)等の詞とけかたし。こは香山波畝火(カクヤマハウネヒ)を愛(ヲシ)とて耳成(ミナシ)と相争(アヒアラソ)ひきと云意(コヽロ)なれは、香山と耳成とは男にて、畝火

「香具山は畝傍を愛惜しと」

を女とせされは、おたやかならす。しかるに、諸大家みな香山を女として、管笠日記にも、此三山の妻あらそひとて、うねひと耳なしは男山にて、香山は女山なるを、争ひよはひける、故事の有しは、今みるにも、まことに二ッの山は雄々しく、かく山は女しき山のすかたにそ有ける云云かかれたり。諸説、反哥の香山與耳梨山與相之時云云を、男女の逢し時とみたるより、香山を女山なりといはれたり。こは、初に香山波云云耳梨とあひあらそひきとこそあれ、たとへ香山實に女なりとも、いかてか耳梨と逢ん。若二山逢しとせは、風土記の闘止ぬと有に合す。女をあらそひて相闘しを、ひとかたに逢は、たゝかひいかてかやまん。反歌の相之は、右に相挌と書し意にて、相挌之時の義なり。かくみる時は、いと安らか也。

○

林國雄の三山歌論は、三山歌の性別を通説のように解しては一首の意味、特に反歌第一首が理解しがたいことを言い、代匠記や略解のように長歌第一句の「香具山ヲバ」の意としては、第二句「畝傍ををしと」のことばが容易には解けないと言う。そして、長歌冒頭の四句は、

香具山(男)は　畝傍(女)を愛しとて　耳梨(男)と　相争ひき

の意としなければ穏やかでない、と國雄は言う。――それなのに、諸大家が、師の宣長も、みな香具山を女山だとされたのは、諸説が反歌の「香具山と耳梨山とあひし時」を「男女の逢ひし時」と見たからにほかならない。しかしこれは、長歌の最初に「香具山は……耳梨と相争ひき」とあるのだから、たとい香具山が通説のとおり女だとしても、どうして耳梨山と逢うことがあろうか。もし香具山(女)と耳梨山(男)とが逢ったとすれば、(出雲の阿菩大神が大和三山の闘いを止めさせようと播磨まで来た時)闘いが止んだとある播磨風土記の記事とも合わない。なぜなら、香具山(女)を妻にしようと争って雄々しき畝傍と耳梨の二男山が相闘ったというのだから、香具山がその一方の耳梨山と逢ったら、畝傍山が承知せず、闘いがやむはずはないからである。(だから、通説とは全く異なって、)反歌の「相」は長歌の結句の「相挌」の字の意味と同じで、「あひし時」は「相挌之時」の義であり、香具山(男)と耳梨山(男)とが相闘った時と見なければならない。こう見て始めて長反歌全体の解釈が落ち着くのだ――と。ここには、通説への周到で正当な批判と新説の明確な主張とがある。

本書には序文も奥書もないが、右の文中に寛政七年(一七九五)刊の「菅笠日記」や寛政八年(一七九六)刊の「略解」(巻五まで)が出ているから、それ以後に書かれたものであり、したがって春樹の私考の成立(寛政四年)よりも後である。國雄の没した文政二年

（一八一九）二月二十七日以前、おそらく晩年の執筆であろう。

林國雄（本姓は源氏）は常陸、水戸の産で、江戸に出て狂歌を学び、のち国学に志して本居宣長門人となり、江戸の国学者の間で一家をなした。初め松園、のち常磐居と号し、歌集に「松葉集」があるから、本書の書名は、真淵の「万葉考」、荒木田久老の「万葉考槻の落葉」にならって（本書にはしばしば「万葉考」「久老神主の槻の落葉」の書名が見える）、名付けられたものであろう。江戸の國雄が土佐の真潮説を知っていたかどうかは明らかでない。

林國雄の没した翌年の文政三年（一八二〇）に、京で香川景樹門の木下幸文（たかふみ）（一七七九―一八二一）の『亮々草紙（さやさや）』（七月序）が出る。その「二の巻」の巻頭に「三山歌」と題して長反歌を掲げ、次のようにしるしている。

代匠記、説、第一の句、かぐ山をばと心得べし、うねびの雄々しき山と耳梨山と各我得んとあらそふ也、とありて、考略解ともにこれにしたがへり。今考るに、高山波（カグ）とあるを、かく山をばと云意にみんことは、強（シヒ）たる事也。又、雄々しといふことを下につけて、うねびをゝしといひては足（タラ）はず、語を成（ナサ）ざる也。よりて思ふに、こは雄々しの義にはあらで、雲根火を愛（ヲシ）との意也。さて雲根火を女山として、かぐ山と耳梨の二（タ）男山いどめる意とすれば、いとやすらか也。さる時は、反哥の高山與耳梨山與相之時といふも、諸抄のごとく男女の逢ことにはあらで、二つの男山の諍ひて相向ひ戦ふことをいへる也。さてこそ、出雲国、阿菩大神、諍ひを諫めんとおぼして此処まで出ませりとある、播磨風土記の趣にも、いとよくかなひたれ。

「香具山は畝傍を愛惜しと」

そして、長反歌を大和にての詠とする説を加えているが、それについては今は触れない。右にあげたところには、真潮・國雄の説と同じ内容が、しなやかな文体で要を得て述べられている。特に、（「雄々しき畝傍」または「畝傍の雄々しき」と言うべきところを）「畝傍雄々し」と言っては、ことばが足らず語を成さない、と通説を批判しているのは注目される。

井上通泰の新考によると、木下幸文の師の香川景樹（一七六八―一八四三）の捃解に、

この意は、香山は畝火山を愛（ヲシ）と思ひかけて耳梨山と争ひたりと云にて、香山を畝火耳梨の争ひしとは見えず、云々

とある、という。万葉集捃解は、文化末年（一八一八）までに書かれた、巻一～巻四の抄釈らしいが、未定稿であったのみならず、松波家本ほか二・三の知られていた伝本は関東大地震で焼失したり現在所在不明だったりで、確認するすべがないし、右の新考所引の部分は、幸文の説を景樹が取り入れたものである可能性もある。

「香具山は畝傍を愛惜しと」

しかし、いずれにせよ京の景樹周辺に、土佐の真潮や江戸の國雄らと同じような新説が存在したことは明らかである。

三者間に直接の関係があったか否かは不明である。三者は、江戸時代の十八世紀終りごろから十九世紀初めごろにかけて、相前後しつつ、土佐・江戸・京と所を異にして、澎湃として起こってきた、通説批判の新説群であったとしてよいであろう。

その三者に共通するのは、香具山(男)・畝傍山(女)・耳梨山(男)という三山の性別と、「男志(をし)」を「愛」の字義の形容詞と見ること、反歌の「相之時」の「あふ」を「逢ふ」とせず、「相戦ふ」(真潮)・「相搭(あ)ふ」(國雄)・「諍ひて相向ひ戦ふ」(幸文)と解することと、以上の三点である。

三　新説の検討

この新説は、橘守部(墨縄・檜嬬手)・鹿持雅澄(古義)・伴信友(長等の山風)らを経、近代に入って新たな通説の位置を得ることになる。しかし、仙覚以来の「畝傍」を男山とし、「雄男志等(ををしと)」を「雄々しと」と解することが、根底から覆されたわけではない。特に、近くから見る畝傍山の山容に男性を感じることと、「雄男志」の用字に有意性を見ることとは、真潮・國雄・幸文らの説によって克服されたわけではなかった。それゆえに、折口信夫『口譯』の、香具山(女)は、畝傍山(男)を男らしい山だと、耳梨山(女)と奪い合いをしたとする新説は、久松潜一(「萬葉集傳説歌考」美夫君志会編『萬葉集新説』昭和26年・『万葉集とその前後』、『万葉秀歌』)・吉永登(「三山歌の註釈史を辿る」語文7昭和27年11月・『萬葉―その異伝発生をめぐって』)・日本古典文学大系・五味智英(『萬葉集講義』昭和60年)などの従うところとなったし、仙覚説も、澤瀉久孝(「三山歌私見」国語・国文昭和22年1月号・『萬葉古径二』、『注釋』)によって復活し、テキスト・講座類では、中西進講談社文庫・稲岡耕二鑑賞日本の古典・新編日本古典文学全集などが従っている。今日もなお揺れているのである。

けれども、山容からする畝傍山男性説は絶対的なものではない。大和三山のごく近くから見るときでさえ、畝傍山の山容は、「男性的」と感じることもできるが、「豊満な」と置きかえることもできる(松田好夫「三山歌の論」美夫君志15昭和47年3月・『万葉研究作者と作品』)。さらに重要なことは、吉永登「三山歌解釈の否定的反省」(関西大学『国文学』23昭和33年10月・『万葉―文学と歴史のあいだ』)の説いたように、大和三山の伝説の発生地は、大和国家の初期の活動地域である三輪山麓から巻向山麓のあたりと考えられることである。そう考えることによって、斉明朝に播磨の印南地方まで大和三山の妻争いの伝説が伝播していたり、播磨国風土記の伝説に

出雲の阿菩大神が大和三山の闘いを止めさせようとして揖保郡まで来た時に闘いが止んだとあったりすることが、理解しやすくなるし、吉永説以後の三輪・巻向山麓地方の「纒向遺跡」などの考古学的発掘調査は、この地域が大和国家の初期の活動拠点であったことを、明確にしつつある。その三輪・纒向方面から見る大和三山は、私も何度も訪れて実見しているが、東から香具山・畝傍山・耳梨山と直線的に並んで見え、中央の畝傍山は最も遠いから山容も大きくはなく、日が当たっていると特に、まろやかな女性的な感じがし、その中央の女山をめぐって両側から男山の香具山と耳梨山とが妻争いをするという、神話的・伝説的な想像をはぐくむにふさわしい状景と思われる。宣長が大和三山をめぐった後に大神神社に詣でながら、そのあたりの高みから振り返ってこの状景を見ることをしなかったのが惜しまれる。

三谷栄一「三山歌の性」(『国文学解釈と鑑賞』昭和44年2月号・『記紀万葉集の世界』昭和59年)は、播磨国風土記の「印南郡や飾磨郡、揖保郡にかけては、大和国との関係の辿れる伝説が少なくないこと」を指摘し、「この辺は大和人との交渉が深く、それらの人々によって三山伝説がもたらされたといってよい」と述べ、「大和から三山伝説が播磨にもたらされ、土地の阿菩大神伝説に習合したものに相違ない」としている。その播磨国風土記の印南郡含藝(かむき)里に

「香具山は畝傍を愛惜しと」

仁徳天皇の御世に移住したと伝えられる「他田(をさだノ)熊千」の出身地は大和国城上郡他田(桜井市太田・辻)であり、餝磨郡安師里の「穴无(あなし)神/神戸」の奉仕した穴師神社も大和国城上郡穴師(桜井市穴師)にあって、いずれも奈良県桜井市の三輪山付近、纒向遺跡のあるあたりとその周辺である。この地域の人々によって播磨地方に大和三山の伝説がもたらされたとすれば、それが右に述べた状景のはぐくんだものであった可能性はきわめて高くなるのである。

それに加えて、古義の指摘のごとく、古事記に「畝火山の美富(みほ)登(と)」(安寧天皇記)とあるホトは女陰にいうのが普通であるし、「玉襷―ウネビ」の枕詞は、冠辞考以下の通説のように「玉襷を項(うなじ)に懸ける(うなぐ)」意の掛詞だとしても、松田好夫「『玉手次畝火』考」(日本文学研究27昭和26年11月・『万葉研究新見と実証』)・市村宏「万葉三山歌考」(東洋大学紀要18昭和39年10月・『万葉集新論』)などのように「玉襷を肩に懸けた采女(うねめ)」の意の掛詞だとしても、そのウネビの語は、采女を連想させて、女性的である。

「雄男志」の用字の有意性を言うことは、契沖・宣長に見られたし、岸本由豆流の攷証も「雄男志とかきたる文字をみれば旧説もまた捨てられず」とし、今日もなお行なわれる意見である。しかし、これも決定的なものではない。

毛利正守「一三番『高山波雲根火雄男志』の解釈をめぐって」

「香具山は畝傍を愛惜しと」

(美夫君志34昭和62年4月)は、上代文献ではカグ山には「香」、ウネビ山には「畝」の字を用いるのが普通で、三山歌のように「高」「雲根」の字を用いるのはきわめて珍しく、「高山」は漢籍でも万葉集の他の用例でも「高い山」の意であること、「雲根」も漢語で、藝文類聚などに用例が多いこと、「高い山と雲との密接な関係が彼我に窺える」こと、などを指摘し、「高山」「雲根火」「雄男志」の用字は「歌の内容とは離れて、高い山および雲の生じる高い山の雄々しさを文字の上での戯れとして視覚的に映しだしている」と見られることに言及している。それは用字上の縁字または連想的戯書というべき文字の遊びであって、歌意に直接に働きかける有意の表記ではない。カグ山が「高い山」でウネビ山が「雲」を生じさせる「雄々しい」山であることを意味する用字・表記ではないのである。

万葉集のこのあたりの表記法には、露骨には表現しにくい歴史的政治的宮廷的事件にかかわる歌において、むしろ歌意を隠すような、用字による韜晦さえ見られる(1・九「莫囂圓隣之」歌)ことにも、思いを致すべきであろう。

「雄々(をを)し」の語は、日本書紀の古訓には見えるが、上代には確例がない。古義のいうとおり「愛」を「をし」といった確例もないが、形容詞「をし」は万葉に用例が多い。大浜厳比古「高山波雲根火雄男志等」(国語・国文昭和19年4月号)は、同氏の第二次世界大戦最末期の海軍予備学生としての出陣中に発表され、大戦直後の澤瀉説による仙覚説復活の原動力の一つとなった論文と思われるが、右の点に関連して、幾つかの重要な提言をしている。

(1)「雄々し」の語は、古事記・万葉集に見当たらず、日本書紀にも仮名書例はないこと。

(2)「雄」字を助詞に用いた、三山歌以外の七例(一、一七、四三六、七二六、九三五、二七六七、三三三)のうち、四例(傍線)までが「聯想的用字」で、「歌の意とは全く無関係に為されてゐる」こと。

(3)「雄男志」の「男」も、「雄字を助詞に使つたことから、次の『をし』のをに男字を使つただけのことである」こと。

(4)万葉集の「愛」字は、ウルハシ・ウツクシ・ハシ・マナと訓まれ、ヲシと訓まれた例は全く見当たらないこと。それが真潮・幸文説の弱点であること。

(5)「男志」は、集中九十三例を算える「惜し」と解すべきで、「惜し」には積極的と消極的との二面があり、ここはその分化以前の元来の「惜し」であって、「高山波雲根火雄男志等」は、「高山はいつからとなく畝火山に心ひかれてゐたが、次第にその心は強くなり、しまひには誰にも畝火を渡したくない、自分だけのものにしたいといふ気持に変つて来た」という意であること。

以上の五項である。大浜論文が三山の山容から性別を香具山(女)畝傍山(男)耳梨山(男)とする仙覚説を採ったのには従えないが、右の五項は、ほぼ容認することができる。

ただし、(4)について、それが真潮らの説の弱点である、とするのは当たらない。真潮は「男志ハ愛ノ字ノ義也」と言ったのだが、篆隷万象名義(二)心部には、「愛」に「惜也」、「惜」に「愛也」とあるから、原本系玉篇を利用した上代人(小島憲之「上代に於ける学問の一面――原本系『玉篇』の周辺――」文学昭和46年12月号など参照)にとっては、「愛＝惜」でありえた。日本書紀には、孝徳天皇大化五年(六四九)三月二十五日、蘇我倉山田石川麻呂が山田寺で一族とともに自殺する直前に、長子の興志に「汝愛(ヲシキ)身乎」と問い、興志が「不愛也」と答える場面がある。動詞と形容詞との違いはあっても、この「愛」は、麻續王の「うつせみの命(いのちを)乎惜(をし)美浪(みなみ)に濡れ」(1・二四)の「惜(をし)」と同義であろう。古義は、右の「汝愛身乎」の「愛(ヲシキ)」は「惜(ヲシキ)意なり、愛字の本義にはあらず」と言って、「男志」を「曳志(エシ)(善し)」の誤字としたが、その必要はなかった。墨縄・檜嬬手が「愛(ヲシ)は惜(ヲシ)と同語にて」としたのは正しく、先にあげた真潮の言は、「男志ハ惜ノ字ノ義也」と言い換えることもできるのである。

「惜し」が、大浜説のごとく、対象に心ひかれて、ついには誰にも渡したくない、自分だけのものにしたいと思う気持を言う語だとすれば、それは漢語「愛惜」(文選の「古詩十九首」中の第十五首にもある)の字義にも遠くない気持であって、「香具山(男)は畝傍(女)を愛惜(を)しと」と訓んで、さしつかえないであろう。三山歌には「男志(し)」と仮名書きされているのであって、「男為(をし)鳥」(11・二四九一)や「乎之(をし)鳥の乎之(をし)伎(き)あが身」(20・四五〇五)と同様、その「をし」が「愛」と「惜」といずれの字義によりふさわしいかは、さほどの問題ではない。

語法・文法上のもう一つの問題がある。それは、三山歌の冒頭の四句を、

香具山は　畝傍を愛惜(を)しと　耳梨と　相争ひき

と訓むときは、

――ハ、名詞を形容詞終止形と(思ひて)、――ス。

という構文になるが、このように、「名詞＋を＋形容詞終止形＋と」の後に、引用動詞(「思ふ」「言ふ」など)をもたずに、述語がくる、というような文例が、中古以後は別として、上代にありえたか、という問題である。

毛利正守「大和三山歌『雲根火雄男志等』考」(犬養孝博士米寿記念論集『萬葉の風土・文学』平成7年)は、

世間を憂しと思ひて　家出せし　我や何にか　かへりてなら

「香具山は畝傍を愛惜しと」

「香具山は畝傍を愛惜しと」　（13・三二六五）

む

などの例を挙げて、

ヲを伴なう形容詞終止形の場合、助詞トのあとに引用動詞（思惟動詞・伝達動詞等）が位置する。万葉集で、こうした場合、引用動詞がこない例を全然見出すことが出来ない。

と述べ、「問題の大和三山歌の二句目を仮に『を惜（愛）しと』と解するならば、集中これのみが引用動詞のこない例となってしまう」と言う。

しかし、万葉集には他に確例がなくても、古事記に次の例があることは、吉永登「三山歌解釈の否定的反省」（前掲）の指摘したところである。それは、神代記の「うけひ」の後の「勝ちさび」に、天照大御神の「営田」で乱暴するスサノヲの行為を、姉の天照大御神がとがめず詔り直して、

田の畔（あ）を離ち溝を埋めるは、地（ところを）矣阿多良斯登こそ、我がなせの命、かくしつらめ

と言う一文である。これは、整理して示せば、

我がなせの命ハ、地を あたらし と（思ひて）こそ、田の畔を離ち溝を埋みつらめ。

となるはずで、三山歌の、

香具山は、畝傍 を 愛惜し と（思ひて）、耳梨と相争ひき。

と同じ構文だと言えるだろう。初期万葉の伝説と古事記の神話とが共有した、貴重な文例である。しかも、その形容詞「あたらし」と「をし」とは似た内容の語であり、その述語部も「田の畔を離ち溝を埋む」「耳梨と相争ふ」という激しい行動を示す。両者は、類まれな共通性をもつ表現だと言わなければならない。このことは、三山歌の「畝傍を愛惜（を）しと」という訓みの妥当性を保証しさえするであろう。その「と」は「と思ひて」と同義であって、林國雄が「とて」と解したのは正しかったのである。〔注〕

最後に、反歌の「相之時（あひし）」の「相（あふ）」の問題である。「香具山（男）と耳梨山（男）とあひし」の「あふ」が、男女の「逢ふ」でないことは言うまでもなく、二男が一女を「愛惜（を）しと相争」うのだから、日本書紀（神功元年三月）の、忍熊王の軍の先鋒となった熊之凝という者が武内宿祢らの精兵と戦おうとして高唱したと伝える、

彼方（をちかた）のあらら松原　松原に渡り行きて　槻（つく）弓にまり矢をたぐへ　貴（うま）人は貴人どちや　親友（いとこ）はも親友どち　いざ阿波なわれは。たまきはる内の朝臣（あそ）が　腹内（はらぬち）は小石（いさご）あれや　いざ阿波なわれは。

右の歌謡の「いざあはな」の「あふ」と同じく、また類聚名義抄（法下）の「鬪」にタタカフ・イサカフ・アラソフとともに「アフ」の和訓があるように、相手と向きあって「鬪ふ」の意である。檜

嬬手が「此の相は闘ふを云ふ」と述べたのが正しいのであるが、ここに注目されるのは、はやく林國雄の松能落葉が反歌の「相」は長歌に「相挌と書きし意」だとしていたことである。その「挌」は、万象名義に「古額反。正也、距也、止也、擧也。」とあり、新撰字鏡にはそれらに加えて「闘也」とある。これは、ともに原本系玉篇に基づいた記事で、万象名義が「闘也」の訓詁を省略したものと推定される(小島憲之「万葉用字考証実例㈠――原本系『玉篇』との関聯に於て――」『萬葉集研究第二集』昭和48年)。そうすると、長歌の「挌」の字は、原本系玉篇によって「闘」と同義の字として用いられていたことになり、その「挌＝闘」の字義に相当する和語が反歌では「相(あふ)」と表記されたことになるのである。國雄の言は正鵠を射ていたと言わなければならない。

長歌の「男志(をし)」は「愛＝惜」の字義に、反歌の「相(あふ)」は「挌＝闘」の字義に、それぞれ相当する和語の仮字表記だったのである。

「香具山は畝傍を愛惜しと」

むすび

かくして、私は、谷真潮・林國雄・木下幸文らの新説の流れを汲み、現代の通説に従って、三山歌の冒頭四句を、「香具山は　畝傍を愛惜(を)しと　耳梨と　相争ひき」と訓み、「香具山(男)は、畝傍山(女)を誰の手にも渡したくない、自分だけのものにしていたいと(思って)、耳梨山(男)と妻争いをした」の意と解し、反歌第一首の上句は、「香具山と耳梨山と闘(あ)ひし時」と訓んで、「香具山(男)と耳梨山(男)とが互いに向きあって闘った時」の意と解することになる。最初に列挙した、三山歌に関連する諸問題は、ここから出発することになるだろう。

〔注〕 校正の最終段階で、佐佐木隆『上代語の構文と表記』(一九九六年一二月ひつじ書房)を読むことができた。そのII部四章に、ここの語法・構文についての詳論と、毛利説への批判とがなされている。助詞「雄」の異表記・文字選択についての新たな指摘もある。怱卒の間の批評はさしひかえる。ついて見られたい。

(わたせ　まさただ・実践女子大学)

書評

寺川眞知夫著『日本国現報善悪霊異記の研究』

出雲路修

一

現代の学界での『日本霊異記』研究の中心的存在の寺川眞知夫氏の著。まず本書を概観するために、目次を簡略化してあげる。

序章　『霊異記』研究の視点
〔第一節　『霊異記』研究の視点〕
第一章　『霊異記』概観
〔第一節　上代説話の流れと『霊異記』の説話／第二節　序文・文体・説話配列からみた『霊異記』／第三節　神話・説話・物語　『霊異記』と『伊勢物語』の人の食われる話〕
第二章　固有伝承と仏教説話の出合　道場法師系説話
〔第一節　捉雷縁と仏教的意味／付　少子部氏の伝承／第二節　氏族伝承の変容／第三節　道場法師伝の形成／第四節　尾張国の力女伝承〕
第三章　外来伝承の土着
〔第一節　亀報恩譚の土着／第二節　武蔵国における外来伝承の受容／第三節　落盤事故からの救出／第四節　大安寺関係説話／第五節　仏像霊異譚の伝来と受容〕
第四章　仏教説話形成の場の広がり
〔第一節　蟹報恩譚の形成／第二節　説話と事実／第三節　方広経の霊験／付　老僧観規は私度僧か／第四節　経が魚に化す話〕
第五章　景戒の教養と思想と信仰
〔第一節　景戒と外教／第二節　景戒と表相／第三節　景戒の夢解と仏性の認識〕

あとがき

著者の立脚地を明らかにする序章、仏教説話集としての『日本霊異記』の特色を述べる第一章、固有伝承が仏教的意味をもつ説話へと改変されたことを述べる第二章、外来伝承が固有伝承と習合しさらに仏教的意味をもつ説話へと改変されたことを述べる第三章、説話形成への僧徒の関わりを述べる第四章、景戒の内面を探る第五章、から本書は成っている。

個別にはいささか同意できないものがあるのだが、総じて大きな枠組みでの提言は説得力をもって迫ってくる。というより、本書のもつ方向性には共鳴するのだが、個別の事例の判断に関しては著者とは異なった結論に達することが、私には少なくなかった。

私の関心より言うならば、次の二点に大きな共感をおぼえた。いわゆる「道場法師系説話」に仏教的意味を見出そうとしたこと。私度僧ではなく官僧を説話の担い手として重視したこと。

二

従来の『日本霊異記』理解を大きく転回させた新しい提言のひとつ、第二章「固有伝承と仏教説話の出合　道場法師系説話」をまず取り上げる。

従来「仏教的意味を見出しがたい」とされていた説話、とくに「道場法師系説話」と称される一群の説話を、固有伝承を仏教的に改変したもの、としてとらえる。道場法師系説話全体に仏教的意味を読み取ろうとする方向での読みが展開される。その方向は十分に正しいと私は考える。

しかし、その固有伝承段階での展開史は十分に納得できるのだが、仏教的改変の具体相の指摘が、もうひとつしっくりしない。

たとえば、第一節の付論「少子部氏の伝承」にみえる雷神祭祀の歴史の再構成は、大きな説得力をもつ。雷神は農耕民にとっては「司水神」、都市生活者にとっては「災厄神」であった、とし、「司水神」としての雷神祭祀から「災厄神」としての雷神祭祀への変容を想定し、「少子部連は一族の祭った雷神が災厄神視されるようになった時点で、中国伝来の雷神捕捉説話を受容し、その影響のもとに遠祖功業伝承を形成したと考えることができる」（一一五ページ）とされる。そのとおりであろう。

しかし、第一節「捉雷縁と仏教的意味」では、上巻第一縁を、「前段と後段は別の時期に形成されたこと、後段は増補された後日譚であることを想定させる」（九四ページ）とし、「教化僧たちの増補した、後段」と推測している。これが私には逆に思える。天皇

と雷神との対立が鮮明な前段こそが新しく形成されたもので、後段の方が古態を存しているように、思える。「固有信仰克服説話とでも呼ぶべき説話の一つとして、巻頭に据えたのである」（九八ページ）とするならなおのこと、「教化僧たちの増補した」のは前段であった、と想定した方がよいのではなかろうか、と私には思える。

中国説話の世界に類話が見出せる説話は新しいという先入観、あるいは、「笑い」をめざした説話は後代のものとする先入観、が著者をはじめ多くの研究者にありはしないだろうか。

第二節「氏族伝承の変容」でも、仏教的改変の具体相が説得力をもって提示されているとはいいがたい。上巻第二縁を仏教とのかかわりで読み解く試みが展開されているのだが、「子犬は家室を咋おうとし、家室は子犬を殺させようとする。前世の怨報の具現であり、因果応報の理があると説く趣向なのである」（一二八ページ）とか「狐と人間の交りを正常なものとして肯定したとは思われず、否定的に扱う狙いを潜めた改変と考えざるをえない」（一三〇ページ）といった読みは、おそらくは無理があろう。

私は道場法師系説話に仏教的意味を見出すことには賛成の立場をとるが、本節のような理解には大きな違和感をもつ。上巻第二縁の叙述には仏教的意味を見出せない、という多くの読者に共通するであろう判断は、なぜ否定されなければならないのだろうか。

前世の因縁を述べる記述を常にともなう道場法師の一族は、仏教説話の枠内で活躍しているといえる。しかし、仏教的意味をうかがわせる記述を決してともなわない狐の一族は、道場法師の一族の敵対者として、非仏教的立場の者として、「仏教的意味」を有する、と考えなければならないのではないだろうか。仏教的意味をうかがわせる記述が欠如していることの仏教的意味を、考えるべきであろう、と私には思える。

ところで、上巻第二縁の形成に大きく影響したとして『幽明録』の淳于矜の説話があげられている。この説話を「狐の妻」とするのは、おそらくは『幽明録・遊仙窟』（平凡社・東洋文庫）所収の尾上兼英訳に拠るのであろう。しかし、『法苑珠林』巻三十一（大正新脩大蔵経版、村上平楽寺・寛文九年版）では淳于矜の説話に登場するのは「狸」であり、また、『太平広記』巻四四二（中華書局版）では「狸」の項に分類されている（『玄怪録』から引用）。尾上兼英訳や本書が「狐」の説話とするのは何に拠るのであろうか。

また、「『古本説話集』下巻六十二話…は『霊異記』中巻第十三縁…が約三百年間口承されて記録されたとみられるが」（一三三ページ）といった推測には私は困惑を覚える。どのような根拠があ

るのだろうか。

第三節「道場法師伝の形成」では、「元来の仏法の守護神以外にことさらに護法者たる道場法師を形象」「日本の固有信仰を代表する雷神信仰を排除せずに、吸収し利用しようとした」(一五四ページ)「道場法師譚の形成は、雷神信仰を吸収しつつ、飛鳥元興寺の守護法師像を形象し、民衆に説いて、かれらの関心をこの寺に向けさせようと意図していたこと、道場法師の名は道場守護法師の意味であり、守護者にふさわしい名として生みだされたこと、名前のヒントは『華厳経』の道場神にあった可能性の高いこと」(一六二ページ)などと説かれる。深い洞察にもとづいたすぐれた指摘であり、これには蒙を啓かれた思いがしたのだが、現代の多くの論者が拠る和田萃説との関連はどうなるのか。両立するのかどうか。著者の考えを詳しく聞きたいところである。

第四節「尾張国の力女伝承」でも、仏教的改変の具体相が十分に説明されてはいない。中巻第二十七縁に関して「片蕃の里はのちの挿入であり、尾張の力女はもとは草津川沿いに生まれた女として語られていたと考えられるのである」「力女を最初片蕃の里の誕生とした設定が、都における僧侶の改変であるとするならば」(一八二ページ)とされる。なぜ「片蕃の里」なのか、という点が最大の問題であるはずなのだが、結局のところ「願興寺ゆかりの地名」(一八二ページ)として説明されている。「尾張元興寺」説が説かれるのならともかく、著者の立場としては願興寺抜きでの説明がほしい。

以上、固有伝承の仏教的改変という大飛躍が十分には解明されていない、という印象を私は受けた。

三

従来の『日本霊異記』理解を大きく転回させた新しい提言のひとつ、第四章「仏教説話形成の場の広がり」の第三節の付論「老僧観規は私度僧か」を、みてみよう。

この論考においては、「官度僧」と「私度沙弥」とに関して詳細に検討され(三七八ページ)、「観規のような半俗生活は、私度沙弥的ではあるが、地方に定住した官度僧の姿をよく示すものとすると、官度僧のありかたは枠を広げて考えるべきで、「官僧」のみを政府の求めた理想的な姿に限定し、「私度僧」と対照的な存在としてのみとらえることには注意が必要になるであろう。観規は半僧半俗ゆえに私度沙弥とされるべきではないのである」(三七九ページ)とされ、「沙門」の語や「有智の得業」の検討から観規は官度僧であったとされる。「著レ俗営農、蓄二養妻子一」とされる観規を官度僧とする視点はきわめて新鮮なものであるが、同様の立場の景戒

も、本書ではやはり官度僧とされる（たとえば三八六ページ）。

あるいは第五章「景戒の教養と思想と信仰」の第一節「景戒と外教」では、「景戒はある時期、地方の国学で、官僚を目指して学び、地方官僚としても勤めたのではないか」（四二三ページ）とされ、新しい景戒像が提示されている。さらに「彼（景戒）が半俗生活を営んだのは当時の下級僧侶の一般的風潮といえなくはないが、彼には夫婦生活を切り捨てられない個人的な事情があったのであろうし、そこに彼の苦悩もあったのであるが、そうした彼にとって観規は身近な理想像とみえたのではなかろうか。景戒は観規における彫造にあたる善行として『霊異記』を編んだといえるかもしれない。学問によって官大寺の中にとじこもることなく、学問を基礎に仏教霊異史としての説話集によって、下巻第三十八縁で触れる、夢中の観音の教化とおなじく菩薩行として教化を試みようとしたのである」（第四章第三節・付　三八六ページ）として『日本霊異記』の意味付けがなされている。

あるいは、「外来伝承は書籍によって舶載されたものであり、書籍の多くは寺院の中で管理されたとすると、これらを扱いえたのは、まずは寺院に所属する僧であったとみなければならない」（第三章第一節　二〇二ページ）ともみえる。

景戒は官度僧であり、また、説話の担い手も官度僧であった、と説く。

「官僧」を重視する視点で本書は一貫する。諸研究者の私度僧像の曖昧さとは対照的に、本書での官度僧像は明瞭。官度僧像を明らかにしつつ論が展開され、大きな説得力をもつ。すでに定説への道を歩み出している論考である。

ところで、一般に私度僧が論議されるとき、いうならば「裏口入学者」と「ニセ学生」と「不良学生」とを混同したような議論がおこなわれる。不良学生は必ずしも裏口入学者やニセ学生ではないであろうに。

『日本霊異記』説話に登場する「自度の沙弥」はニセ学生的私度僧であり、空名度牒などが問題となる裏口入学者的私度僧とはいささか印象が異なる。私度僧の問題はまだまだ考えなければならないことが多くあるように思える。

四

個別の事例に多くの問題を含むように思われるのは、第三章「外来伝承の土着」である。立論の基礎となっている外来伝承の位置付けには、私には大きな異論がある。

『日本霊異記』上巻第七縁と『捜神後記』「毛宝」（第一節）

『日本霊異記』中巻第三縁と『雑宝蔵経』巻九の第一〇九話、

第一二二話

『日本霊異記』下巻第七縁と『続高僧伝』巻二十九「孫敬徳」（第二節）

『日本霊異記』中巻第九縁と『冥報記』巻下「卞士瑜の父」（第二節）

『日本霊異記』下巻第十三縁と『冥報記』巻上「鄴下人」（第三節）

『日本霊異記』中巻第二十四縁と『金剛般若経集験記』「竇徳玄」、『冥報記』巻下「馬嘉運」（第四節）

以上の組み合わせで『日本霊異記』説話と外来伝承とを比較した論述がなされている。個別の議論であって各説話におけるその外来伝承の位置付けには、ニュアンスの相違がみられるが、おおまかにいえば、上掲の外来伝承はそれぞれの『日本霊異記』説話の典拠とされている。

外来伝承が『日本霊異記』説話の形成に大きな影響を与えたことは疑いえない。しかし、いうところの外来伝承が何であったのかは、個別に検討されなければならない。

私は、現在に知られている中国説話や仏典説話には『日本霊異記』説話の典拠となった説話は存在しない、『日本霊異記』説話の典拠となった説話はすでに湮滅してしまっている、と考えている。『冥報記』と『日本霊異記』との関係は説話集レベルのものであって説話レベルのものではない、という私の主張はすでに述べたことがある。

個別に問題点のいくつかを列挙する。

第一節「亀報恩譚の土着」では、『日本霊異記』上巻第七縁は『捜神後記』「毛宝」を典拠とする、とされる。しかし、このふたつの説話では放生の状況が異なっている。しかも、『日本霊異記』上巻第七縁にみえる伝承の方が、かえって中国説話の世界に普通にみられるものである。たとえば、『冥報記』巻上「厳恭」、『晋書』「孔瑜」などにみえる。

第二節「武蔵国における外来伝承の受容」では、『日本霊異記』中巻第三縁は直接に『雑宝蔵経』巻九第一〇九話に拠った、とされ、さらに『雑宝蔵経』巻九第一一二話をも参照した、とされる。しかし、『日本霊異記』中巻第三縁と『雑宝蔵経』巻九第一一二話とはたんに「母を殺そうとする」という抽象的なレベルではじめて共通点をもつにすぎない。また、『日本霊異記』中巻第三縁は、「裂けた大地に陥る子の髪を母が手でとらえるが、子は髪を母の手に残して地中に陥ってしまった」というモチーフ以外の隔たりの大きさから推せば、『日本霊異記』中巻第三縁は、おそらくは『雑宝蔵経』巻九第一〇九話の子や孫といった直系の子孫の関係には

なく、近くても甥の関係であろう。

『日本霊異記』下巻第七縁と『続高僧伝』巻二十九「孫敬徳」とを類話ととらえる考えは私の理解を超えるところがある。とくにここでは言及しない。

『日本霊異記』中巻第九縁と『冥報記』巻下「卞士瑜の父」との影響関係が想定されている。しかし、『冥報記』巻下「卞士瑜の父」は『日本霊異記』中巻第九縁とは大きく隔たっている。しかも、『日本霊異記』中巻第九縁にみえる伝承の方が、中国説話の世界に多くの類話をもっている(新日本古典文学大系・七五ページ脚注参照)。いずれの類話も『冥報記』巻下「卞士瑜の父」よりもはるかに類似度が高い。

第三節「落盤事故からの救出」では、『日本霊異記』下巻第十三縁は『冥報記』巻上「鄴下人」に拠った、とされる。しかし、これは落盤事故という素材の類似である。説話レベルではかなり隔たりがある。

第四節「大安寺関係説話」では、中巻第二十四縁は「徳玄の話の翻案といいきるには問題もあるとみなされているが、本稿では広い意味で翻案とみる立場に立つ」(二六五ページ)とされる。しかし、「徳玄の話の翻案といいきるには問題もあるとみなされているが」の箇所の注に拙著を出すことで明らかなように、私は『金剛般若経集験記』「竇徳玄」(あるいは『冥報記』巻下「馬嘉運」)と『日本霊異記』中巻第二十四縁との影響関係を認めない。これらの説話などよりもはるかに『日本霊異記』中巻第二十四縁に類似した伝承が、中国説話の世界に存するからである(新日本古典文学大系・九九ページ脚注参照)。

以上、上巻第七縁、中巻第三縁、第九縁、第二十四縁、下巻第十三縁、はいずれのばあいも、本書に指摘された説話ではなく、中国説話の世界の「ある説話」(現在ではすでに湮滅してしまっているのだが)を典拠としている、と私は考える。

本書での『冥報記』典拠説の呪縛の強さには驚かされる。中国説話に該博な知識をもつ著者だけに残念な気がする。『日本霊異記』説話の典拠とされている『冥報記』説話よりもさらに『日本霊異記』説話に類似している説話が、中国説話の世界に存在することが指摘できるならば、『冥報記』典拠説は拠り所を失うはずなのだが。

五

第一章「『霊異記』概観」の第一節「上代説話の流れと『霊異記』の説話」に「説話」概念の規定がみられる。

『万葉集』の左注、『古今集』の詞書、『伊勢物語』、『徒然草』、

どれを「説話」とし、どれを「説話」としないか、明確に判定できる概念規定がありそうなもの。

あるいは、たとえば「杜后生歯」（『蒙求』）「斲木、本是雷公採薬使、化為鳥」（『古異伝』（『古小説鉤沈』所収））などはこの叙述だけで「説話」なのかどうか、経典は「説話」なのか、朝刊の記事はどうなのか、といった問いに明快に答えることができるような、ゼロからの概念規定が必要であろう。どの説話研究者も概念規定ではまだ曖昧さが残っているように思われる。

第二節「序文・文体・説話配列からみた『霊異記』」には、『日本霊異記』の、作品としての性格付けがなされている。

「日本仏教霊異史」（六六ページ）「歴史意識によって日本に生起した仏教の霊異を伝える説話を時代的空間的な広がりのなかで俯瞰的に示し、それによって教化の実を高めようとした「説教書」であった」（六三ページ）としての把握が示される。「説教台本説」を否定してのうえでの「説教書」としての把握は、「仏教説話集」というものの本質にせまるものということができ、大きな説得力をもつであろう。

前述した「景戒は観規における彫造にあたる善行として『霊異記』を編んだといえるかもしれない。学問によって官大寺の中にとじこもることなく、学問を基礎に仏教霊異史としての説話集によって、下巻第三十八縁で触れる、夢中の観音の教化とおなじく菩薩行として教化を試みようとしたのである」（第四章第三節・付三八六ページ）という『日本霊異記』の意味付けも、ここにいう「説教書」という把握によって、より明らかなものとなる。

行としての著述ということの指摘、「説教書」という概念の提示は、仏教説話集研究にかぎらず仏教文学研究の新しい方向を示唆するように、私には思える。

以上、私の関心に沿って本書のごく一部分をとりあげて、私見を述べた。蕪雑な読みにもとづいて、本書の主旨を誤解した言辞を連ねたのではないかとおそれる。

（いずもじ　おさむ・龍谷大学教授）

東野治之著『長屋王家木簡の研究』

工藤力男

一

日本古代史学の俊秀にして木簡研究の第一人者東野氏の新著について論評する機会が与えられたことは、わたしとしては大きな光栄である。しかし、分不相応の感もまぬがれない。古代史にうといわたしにできる書評が、日本語史学の視点からに限られることと言うまでもない。それなら、むしろ犬飼隆氏、小谷博泰氏などが適任だと思われるのに、木簡を扱った論文を三編しか書いていないわたしが指名されたのは、本書第一部に収める「日本語論」が、かつて自分の書いたものと若干関わることによるのである。

著者が大変な速筆らしいことは本誌読者のよく知るところであろう。本書以前に専門書と啓蒙書が各三点、編著書が一点あり、本稿執筆中にまた一点の刊行を見た。さらに未収録の短文も多く、原稿量はすでに身の丈を超えているだろう。氏にかくも多彩多量の仕事を成さしめた力は何だろうか。

著者の論にわたしが初めて接したのは、「平城宮出土木簡所見の文選李善注」(本誌76号)である。これなどは、氏の鋭い問題意識の成果と言うべきで、大学院修士課程在学中の作であった。以来、本誌百号までに、第一の著書に収められた多くの論文が掲載されている。その論の特徴はまず文献の博捜にある。研究なのだから当然だとも言えるが、正倉院文書を全部暗記しているのではないか、と思われるほど自在にして適切な引用には瞠目させられる。のみならず、経典から俗書まで縦横に駆使する手腕には感嘆あるのみ。その関心の広さは史学・文学から書道史にも及ぶ。書道史にも一家言もつ古代史研究者はそう多くあるまい。博捜は史料にとどまらず、古今東西の研究の探索もぬかりなく、俊敏な探偵のように貴重な論考を見つけだしてくる。

わたしが初めて氏と同席する機会をえたのは、十五年前、木簡

学会の第五回研究集会であったと思う。以来ほぼ毎年のように同じ会場でその豊かな知見に接して教えられている。氏はいつも、フロアや司会者席から適切な見解を述べて議論を盛り上げる。そこで改めて確認したこと、それは、氏の論文を読めば分かることだが、日本語学についての見識である。歴史学者は一般にことばに対して大雑把なところがある旨を書いたことがある(「木簡類による和名抄地名の考察――日本語学のたちばから――」『木簡研究』12一九九〇年)が、著者の言語感覚は時に並の日本語学者以上に鋭い。そうした学識に支えられて多くの論文が生まれていると考えられたのである。いわば、モノ・コトだけではなく、コトバへの関心も深いのである。言葉を通して古代人のココロを洞察しうることは当然であろう。

褒辞ばかりでは書評にならぬ。中身にはいろう。まず、本稿の主対象となる第一部の目次は排列順を付して全体の構成を示す。

序　章　木簡から見た古代史

第一部　長屋王家木簡の世界

①長屋王家木簡の文体と用語

②長屋王家木簡の文書と家政機関

③長屋王家と大伴家

④北家と北宮――森田悌氏の研究に接して――

東野治之著『長屋王家木簡の研究』

⑤「長屋親王」考

⑥長屋王家木簡から見た古代皇族の称号――中皇命と大皇――

⑦日本語論――漢字・漢文の受容と展開――

⑧『古事記』と長屋王家木簡

⑨『万葉集』と木簡

⑩長屋王家木簡の醬・味滓請求文書――『葛氏方』との関連から――

⑪『論語』と『爾雅』

⑫二条大路木簡の槐花――街路樹との関連から――

第二部　国制史と木簡(論文六編)

第三部　文献史料と木簡(論文三編・書評一編)

付編「日本古代の蘇と酪」　書後　索引

一見して明らかなように、日本語史学の視点から議論しやすいものは、まず1と5～9である。ほかに2は家政機関の実態を明らかにしようとするものだが、そうした組織内の言語生活ということで、わたしには興味がある。

付編は、奈良大学在職時に指導した池山紀之氏の卒業論文を書き直して『奈良大学紀要』十号(一九八一年)に掲載したもの。近年、二条大路木簡に新たに蘇の付札が発見されているので再掲した

ものである。内外文献の精査と化学実験による結論は、蘇をバター及び濃縮乳(クリーム、コンデンスミルク)の類、酪を発酵乳(ヨーグルト)の類とする。あえて内容を紹介したのは、池山氏を指導した著者の、モノをも究めようとする強い意欲の発露と見るからである。これは、木簡に「槐花六斗」などと見える「槐」の樹種を、本草書や歴史書を駆使してエンジュであろうとする第十二論文の姿勢にも通ずる。

著書と銘打ちはするが、本書は既発表論文に書き下ろしの一編を加えて編成したもので、冒頭に序章を置いて著書の体裁を整えようとしている。その序章は六つの小節から成り、一と二の「日本の木簡と中国の木簡」「木簡の意義と特色」は序章らしい内容だが、三～六の「親王か王か」「文字の背後にあるもの」「大王と天皇」「「中皇命」の読み」は各論の要約であって、序章の体を成しているとは言えない。木簡に関してはすでに二点の専書を公刊しているのだから、もはやその意義や特色を述べる必要はなく、著書とせずに論文集に徹すべきであったのだ。このことについては後にも言及する。

二

第一論文「長屋王家木簡の文体と用語」(一九九一年)。この木簡群の大要が公表されたとき、わたしも通読してメモを作ったが、その言語全体を記述することには思い至らなかった。そこを衝く著者の着眼の鋭さを見る。緒言と結語を首尾に置き、「二　邸内の木簡と邸外の木簡」で、邸宅外からもたらされた木簡は平城宮出土のそれと文体や書式に差異がないことを指摘する。本論で対象とするのは邸宅内で機能した木簡で、具体的な論述はつづく三節でなされる。

まず「三　文体」の節の大半は、「以大命符」で始まる長大な文書木簡の分析に費やされる。二百字近い文章の中に、漢文的表現はわずか三箇所に過ぎず、和文で書かれていることを明らかにする。その結論は妥当だが、途中の論述には若干の疑義がある。表記の特色として「奉都」(奉りつ)「入奈加良」(入れながら)などを挙げ、これら小書きされた文字を〈送り仮名〉とする。が、これは付属語の例であって、漢文訓読における呼称としては有効でも、語尾の表記に限って〈送り仮名〉とする現在の一般の用法と異なっている。この語は次節にも数回見えるほか、このように術語の用法が日本語学の常識と異なることがあるのは、やむをえないのかもしれない。

著者は、同じ長屋王家木簡(『平城宮発掘調査出土木簡概報』21以下『概報』と略記)の「朱沙矣価計而進出」「召医許母矣進出急々」

について、正格の漢文で用いられても木簡の文章などには例を見ない「矣」は、助詞「を」を表記したものだと解釈する。そして、それが「目的語」の下に用いられた例として「并五伴緒矣支加而天降也」（古事記・天孫降臨段）、「三津崎浪矣恐」（萬葉集二四九　国歌大観番号、以下同）を引き、播磨国風土記から「乎、而」、令集解公式令の古記から「爾、止、乎」、天平宝字五年法隆寺東院資財帳から「矣」の用例を挙げる。ここで、「矣、而」を音仮名「爾、止、乎」の同類と見て〈送り仮名〉としたのである。しかし、「矣」は漢文の語気詞を借りたもので、助詞を表わす仮名に転じきっていたと言い切るには勇気が要るし、「而」は接続詞としての意味を担うので、仮名とは言えない。

「若翁」の訓をめぐる記述の中で、永正本字鏡集に「翁　タフレヌ」とあることを疑って、古訓は「動詞の不定形で示されているべき」だから、「タフレス」が本来の形だろうとする。終止形を〈不定形〉と称することはいいとしても、タフレスが〈名詞＋サ変動詞〉型の不定形なら、タフレヌも〈動詞＋完了辞〉型の不定形ではあるまいか。このくだりで著者は、「若翁」にワカミタフリの訓を呈示した旧説を弁明するが、明解を得ないままにそれを保持すると言う。その旧説とはこうである。平安時代、皇統につながる人を指すワカンドホリという語があった。隋書倭国伝に太子を意味する日本語として見える「利歌弥多弗利」は、冒頭の一字が「和」の訛で、ワカンドホリの古形「ワカミタフリ」だとする説により、「若翁」はまさにその漢字表記だろうというのである。著者がこの説を発表した当初から、わたしには違和感が強かった。著者の論述としては珍しく不透明で、タフリをいかなる日本語とし理解しているか分からなかったのである。その違和感は本書によっても消えなかった。

著者はこの長大な木簡を十段に分けて順に考察しているので、それに従ってみていく。まず、第二段の「大御服」を「おほみはとり」と読む根拠がわたしには分からない。ハトリはハタオリの約音形、機を織る行為またはそれを職とする人の称で、服そのものをハトリと称した例は寡聞にして知らない。これが例えば、二条大路木簡の「縫　御服所請鯵壱拾陸隻」（『概報』32　一〇頁）などから想定される「大御服所」の省略表記なら別だが、ここの「大御服に煮よ」はそれと異なる。「御服」の日本書紀古訓を見ると、ミケシとする本もあるが、一般にはミソ。長屋王家木簡の用語としてはミコロモ・ミキヌも可能で、唯一の訓には絞れないが、ミケシは歌語ください。とまれ、ミハトリはおかしい。

第四段「浄味片絁曽」を「浄き味き片絁そ」と読む。片絁について他に用例を見ないが、「片」は「カタシ（固シ）の借訓で、固織り

東野治之著『長屋王家木簡の研究』

の絹(縑、カトリ)の意であろうか。」とする。否定する材料もないが、ここで固絁とせずに、あえて片絁と借訓表記した書き手の意識に対する考察は絁かせないだろう。同じことは、第五段の「志我山寺都保菜造而遣若反者遣支」についても言える。著者はこれを「志賀山寺につほ菜造りて遣はせ。若反(をちかへ)りし者は遣はしき」と読み、「若ち反り」を、萬葉集の「露霜の消(け)やすき我が身老いぬとも君をし待たむ」(三〇四三)などの若反と見ている。歌語また若反(をちかへり)や宣命、月の若反水(をちみづ)などに残った「をつ」が、奈良時代の日常文にも用いられるものだろうか。しかも、都保菜が「本年になってはじめて生育した」と解しているが、菜が萌え出ることを、若返るとか蘇るとか言うだろうか。

「四　用語」では、漢語として矛盾のないものでも、本来の意味で用いられているか否かを主に論じている。これは本書第一部の中心主題でもある。ここで対象にした語のうち、著者が和訓を明記しているのは、皇子・親王(ミコ)、夫人(オホトジ)、勅旨・寵命(オホミコト)、幸行(イデマシ)、水取司(モヒトリノツカサ)、馬司(ウマノツカサ)、侍従(オモトヒト)、帳内(トネリ)である。著者は、例文を示す際に読み下し文も合わせ掲げており、われわれの学ぶべき誠実な態度である。そこに見えた一つの問題について考えてみたい。

「夫人」が漢語としての用語か否かを論ずるにあたって、『概報』21から引いた、やはり長屋王家木簡のひとつ、「勅旨　石川夫人糯阿礼粟阿礼(裏)一々物今二斗進　内東人」を、「勅旨、石川夫人に糯にあれ粟にあれ、一々の物、今二斗進れ。内東人」と読んでいる。この訓読をわたしの直感は拒否した。表ての後半部「糯阿礼粟阿礼」を「糯にあれ粟にあれ」と読む著者は、現代語の「糯であれ、粟であれ」の意で解釈するのだろう。が、裏の文意は、一々の物、すなわち糯と粟をそれぞれ二斗進上せよ、と解しうる。これでは、糯か粟のいずれかという表ての文に対して意味を成さない。

著者の解釈は、表ての文を〈放任の語法〉(山田孝雄『日本文法学概論』による)と理解したことを意味する。この語法は、助詞「も」に存在詞「あり」の命令形「あれ」の接した「もあれ」の形で用いられ、早くに熟合して「まれ」の形が多く行われたこと、古文を少し読んだ者には周知のことである。体言を受けるときは、「人にまれ、鬼にまれ、かへしたてまつれ」(源氏物語・かげろふ)のように、助動詞「なり」の連用形「に」を介する。二つのものを対比するのが普通で、助詞「も」は不可缺であった。著者は「に」は読み添えたが、助詞「も」の読み添えには思い至らなかったのだろうし、この文字列で「に・も」二つを読み添えることは無理

である。この語法を引き継ぐ現代語は「も」を含まない「～であれ～であれ」と、それを含む「～でも～でも」がある。もちろん、著者は前者に繋がるものとして右のように読んだかと思うが、この語形の成立時期は室町時代を遡るまい。

その概報の釈文では、「阿礼」は少し右寄りに翻字されているので、著者はそれを〈送り仮名〉と見て小書きし、かかる理解に到達したのだろうが、わたしの直感は語法と意味に抵抗を覚えたのである。しからばいかに読むか難しいが、倭名類聚抄の「餅」の項の双行注「今案麺麦粉也、此間餅粉阿礼、是也」(箋注倭名抄・巻四)とあるのが手がかりにはならないか。この記述は、箋注に「此間呼二餅粉一者糯米粉、俗名為二阿礼一、非二麦粉一也」とあるように誤認を含むようだ。アレは九州一円の方言に餅取り粉の呼称として残っている。私見の泣き所は「阿礼」の小書きである。他の木簡には、一つの単語を大小の混ぜ書きにする例はなく、小書きするのは一般に補足、添え書き、内訳(人名・数量・日付など)である。すると、「糯の阿礼、粟の阿礼」ではなかろうか。アレには定まった意字表記がなくて仮名で書いたのだと解したい。二斗の阿礼は大量であることも私見の不安材料だが、長屋王家木簡には、「糯粉米五升」(『概報』21　二七頁)、「粉米一升受酒津女」(同二八頁)、「粉米三斗」(同28　一〇頁)の文字が見える。栄原永遠男氏は、「麦縄と麦粉米」という短文(『木簡研究』17)で次のように言う。長屋王家木簡に「山寺麦縄価」(『概報』27)と書かれた一点がある。「麦縄」は正倉院文書によく見える「索餅」のことで、写経所でさかんに購入しており、これは山寺で食べる麦縄の購入に関するものだろう。また、長屋王家木簡に数点見える「小麦粉米」「麦粉米」の支給伝票は、索餅の原料の支給を語るのだろう。粉米はシトギにしたり、衣類の糊付けに用いたりしたが、支給先で索餅を作ることもあったか、と。和名抄によれば、この「粉米」が「阿礼」に相当するのである。著者の説と私見、いずれの蓋然性が大きいだろうか。

「勅旨」の例文に挙げる藤原宮跡出土木簡のうち「卿尓受給請欲止申」を、著者は「卿に受け給はらむこと請欲(こ)ふと申す」と読んでいる。その根拠に、播磨国風土記賀古郡朕君済(あぎのわたり)の条、大帯日子命の行為を叙する「請二欲度二此河一」を「此の河を度らむとこふ」と訓読して引くのだが、果たしてこの訓でいいのか。日本古典文学大系・日本古典全書は「請欲」を一動詞「こふ」とするが、岩波文庫は「度らまく欲りすと請はし」と読む。「請・欲」は連文を成すには意味に少しく隔たりがあるし、この風土記はさほど文飾が著しくないので、ここだけ熟字で読む必要を認めない。比校すべき伝本がなくて難しいが、風土記にしてそうなのだから、この木

簡にさほど凝った表記を想定すべきではあるまい。著者は、第十一論文でも、長屋王家木簡の「醬一合　又味滓　右二物請□(欲カ)…」を「請欲(こ)ふ」と読んでいるが(一七六頁)。

「侍従」の訓はオモトヒトが考えられること、その手かがりは、やはり長屋王家木簡にしばしば見える「内親王御所／御許」であり、「御所」は漢語、「御許」は和語による表記で、ともにオモトを表わしたものだという。大筋では肯えるが、著者も第七論文で推定する(一一八頁)ように、オモトはオホモトから変化した語とする説が一般である。古い用例も日本書紀の古訓に初めて見えるので、奈良時代の日本語に存しえたか不安である。

「結語」に掲げる三箇条のまとめはいずれも納得できる。すなわち、長屋王家で用いられた木簡は、基本的に和文・和語で書かれていること、そこに見える漢語も和語・和訓を念頭に置いて解釈すべきこと、令制用語が用いられていても、すべてがその語本来の概念で理解することは妥当でないこと。

三

第二論文「長屋王家木簡の文書と家政機関」(一九九二年)で本稿の対象になる部分は、家政機関の呼称や文書内の若干の用語に限られる。本稿第二節で述べたように、わたしの興味は家政機関と言語生活とのかかわりにある。論は、吉備内親王の家政機関は二つあり、ともに左京三条二坊の同一邸宅内の別区画にあった、という寺崎保広氏の論文への疑義に発する。

①「符　奈良務処大御食春分出」、②③「附紙師等」、④「移司所　米无故急々進上……附辛男」、⑤「五月廿一日「辰時」少書吏家扶」などの木簡から、次のような結論を導く。②③のように使者を明記したのは令制下の文書一般にも見られるが、その目的は通行証明や受取人の確認にあったのだろう。ならば、この種の文書はやや遠隔地に持参されることを前提としていると見るべきだ。⑤に発信時刻があるのは、内容が緊急の用件で到着の遅延を恐れたからで、邸宅内での授受には考え難い。宛先の「奈良処(所)」は、④の「司所」と対照すると、「務所」もツカサドコロと読ませたもので、正倉院文書の例から見て、奈良以外の地からの発信であろう。「家令・家扶」の署名が姓名を伴わないのは、この木簡が一つの機関の二つの邸宅・宮の間で交されたからだろう。家令たちからの指令が「符」とも「移」とも書かれたのは、公式令の定義から離れて、命ずる、伝達する、などの意で用いられたに過ぎまい。以上、奈良時代の言語生活を柔軟な思考でとらえた好論である。

第三論文「長屋王家と大伴家」(一九九二年)は第二論文を補う形

で書かれた。長屋王家木簡が大量に出土した所が奈良務所であって、大規模な方の機関は平城京外にあったことを示唆するのが、大伴卿が寧楽の家で故郷を思って詠んだ萬葉歌(九六九)だとする。長屋王家木簡には「古京拾町」と書いた削り屑もあり、奈良にあっては故郷が飛鳥を指すように、長屋王家の田地が飛鳥古京にあった可能性を考えている。また、木簡出土地が長屋王の作宝宮である可能性を、大伴家の佐保の邸宅との関係から述べ、その佐保の邸宅の西宅(萬葉集九七九題詞)は坂上家と同一のものと見るべきだろう、と述べる。以上、内容の紹介にとどめる。

第五論文「「長屋親王」考」(新稿)は、「長屋親王」やその近親が特異な呼称で記されていることから発した論で、五十数点の木簡を駆使して明快な論を展開する。結論は至って簡潔で、長屋親王は、長屋皇子・長屋王子・長屋皇・長屋王とも書かれ、吉備内親王にも吉備王子の呼称があり、以下、圓形皇子・竹野皇子に二種、山形王子に三種の呼称があることを確認する。その人たちの続柄は不明なものもあるが、近親者と考えられる特徴を有する。一方、系譜について史料のない矢釣王の名の見える四点には「矢釣王」以外の呼称がない。これは長屋王との親縁関係の薄さによるのではないか。つまり、木簡の筆者たちにとって長屋王とその近親者たちは「身内と意識され、時に応じて致敬表記がとられた」のだろうと言う。

ここに著者の用語のままに〈呼称〉として記述したが、〈表記〉と〈呼称〉の混乱がある。この文脈で〈呼称〉は音声言語に当て、「皇子」などは〈表記〉とすべきであろう。ここにも術語使用におけるわたしどもとのずれを感ずる。とまれ、第一論文で、ミコの訓すなわち呼称で行われていた和語に複数の漢語が当てられた、と述べた仮説はここで論証されたことになる。さらにこれが「決して王家に特異な習慣から出たのではなく、広く諸王をミコと捉える当時の意識に根差したものと考える。」と述べている。これは魅力的な見解である。例えば、鏡王女(萬葉集の題詞)・鏡姫王(天武紀十二年)・鏡女王(歌経標式・延喜諸陵式・興福寺縁起)が同一人物だとすると、すべてカガミノミコと読める。正史と歌集などを同一に扱えるかは微妙だが、固有名詞の読み方が大きく前進する可能性が生まれたのである。また、第一論文で論じた「王子」の表記にも一節を割き、これは仏典に起源をもつか、としている。なお、令集解学令第二条の古記の読み下し文がなぜか現代仮名遣いで書かれている(九五頁)。

第六論文「長屋王家木簡から見た古代皇族の称号」(一九九二年)では、叙上の成果に立って二つの問題を論じている。

まず、聖徳太子の別称の聖徳皇、聖徳王などについても、「王—

皇」通用の例と見なしうることを述べ、萬葉集の「中皇命」をナカツスメラミコトと読む通説を検討する。古代の史料に見える「天皇命」は、「天皇（すめらみこと）」表記を基礎としつつ、スメラではなくスメラミコトであることを明確にした表記であって、スメラミコトを「皇命」と書く例はない。そこで王皇通用でミコと読めれば、中皇命にはナカツミコノミコトの訓が自然だ。さらに「中」の意味は、中大兄に対偶する称として理解できるとする。次いで、萬葉集歌の「皇（おほきみ）」（二三五）、「王（おほきみ）」（同或本）、「大王（おほきみ）・大皇（おほきみ）」（四〇九四）から「大王―大皇」通用論を展開し、他の史料にも探索の手を広げる。若干確かさの不安な材料によらざるを得ないが、「大皇」を萬葉集に限るとせず、「大王」の一変形としての実用を想定すべきだという。

以上、むしろ日本語学者が扱うべき問題を大胆に論じたものであるが、次節で再度言及する。

四

第七論文「日本語論」（一九九三年）は、日本における黎明期の漢字受容を論じたもの。著者は、まず通説どおり、五世紀ころまで漢字による日本語の文章表記は行われなかったが、七世紀には文章の表記が見られるとして、造像銘と碑銘のいわゆる和化漢文を引いたうえで、これが「日本語の表記が熟成してゆく過程での一段階と位置付けられてきた」こと、「漢字（ママ）→和風漢文→宣命体→仮名文」という従来の表記史の把握に問題はないか、近年の出土資料、特に木簡を手がかりに再検討する必要を述べる。

八世紀初めの長屋王家木簡では和風漢文の多さに注目し、「親王」と「符」を例に論を展開する。「親王」については第五論文の同趣旨を述べ、長屋王を法制的地位とは別に、長屋ノミコと呼ぶ日常言語の世界があったと主張する。そして、公式令用語「符」が、木簡の和文脈で意味を広げて用いられ、「宣」も同様に用いられて「のる／おほす」の意味だろうと言う。一方、仮名用法を見ると、本稿第三節で引いた木簡などから、長屋王家木簡は和風漢文表記を基礎としている、と解釈する。それが特殊なものではなく、七世紀末の滋賀県中主町森ノ内遺跡、埼玉県行田市小敷田遺跡の木簡、多胡碑などと同様であること、古事記、播磨国風土記、萬葉集の人麻呂歌集略体歌の表記とも類似することを述べる。さらに法隆寺旧蔵の幡の墨書銘「山部殿如在形見為願幡進三宝内（山部殿在りし形の如く見む為、願へる幡。三宝の内に進む。）」を括弧内のように読むなど、ここには省いた干支年紀から、七八世紀の交の和風漢文の普及ぶりを読み取っている。

続けて、ほとんど仮名のみで書かれた木簡九点を挙げる。訓読

文の一節を仮名書きした北大津遺跡出土の木簡や、宣命風に仮名を挿入した伊場遺跡の乙未年木簡のように七世紀代のものもあるが、木簡の出土状況から判断すると、和風漢文と平行して仮名文が盛んに行われたということは疑問だ、と言う。宣命体について、従来、小書体より大書体が古いとされたが、藤原宮木簡にはともにあり、表記者の意識の差に過ぎまい、と言う。かくて「七世紀から八世紀初めの日本語表記の基層にあったのは、和風漢文で」「和風漢文を基軸に、宣命体や仮名文がそれを補完する形で併存していたとみるのが正しいであろう」との結論に達し、次の図式を示す。

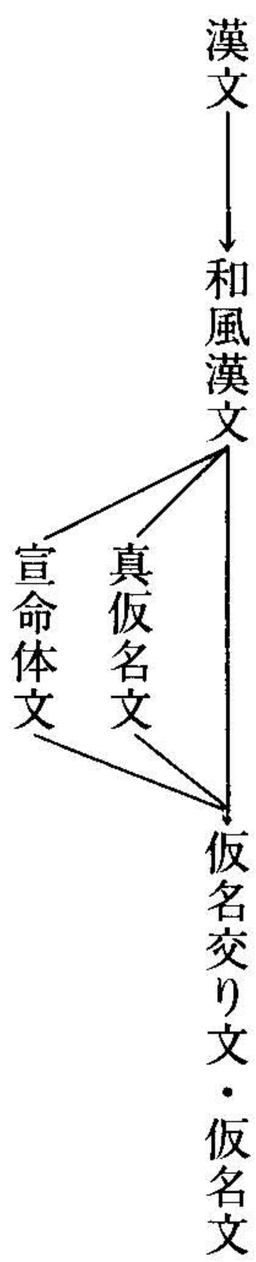

これに対して、著者が従来の説の代表として挙げる、築島裕氏、稲岡耕二氏の説はどうだろうか。築島氏の著書『仮名』(中央公論社「日本語の世界」5)は、仮名の歴史を描くことに主眼があって、文章の表記史を直接の意図としてはいないが、人麻呂歌集の表記は古体から新体に発展したとする稲岡氏の説に賛同し、古事記の表記は画期的なものだと評価した。稲岡氏は『万葉集の作品と方法』(岩波書店)において、黎明期の和文の表記史を、①正格の漢文が渡来人の手によって書かれた時期、②固有名の真仮名表記や多少の和習を交えた変体漢文が書かれた時期、③漢文の格を崩し和文のシンタクスに合わせた表記が採用された時期、以上の三段階で描いている。宣命体は③の段階に該当するが、真仮名文は対象に入っていない。稲岡氏のこの見解を単線型とすれば、著者の見解は複線型と言えるだろうし、表記史のとらえかたの微妙に異なることが分かる。

さて、編集部の意図を汲んで、拙稿「人麻呂の表記の陽と陰」(『萬葉集研究』20 一九九四年 塙書房)も突き合わせなくてはならない。しかし、私見には、著者のこの論文への共感が述べてある(一七六頁)うえに、萬葉歌の表記、人麻呂の位置付けを目ざしたもので、異なる目的に発している。拙稿は、萬葉集の人麻呂関係歌を古体表記→新体表記→作歌表記ととらえる点では稲岡氏に賛成しながら、その他の歌は仮名表記→和化漢文表記ととらえた。すなわち一種の複線型解釈であった。その手掛かりとなったのは、著者も引いている北大津遺跡の木簡などであり、一般語彙の仮名表記がある以上、必要に応じて歌もそれで表記する可能性を有していたはずだと述べたのである。したがって、黎明期の散文において和風漢文を否定したものではなく、著者の表記史観と私見と

東野治之著『長屋王家木簡の研究』

の間に大きな差を見る必要はない。仮名を所有したからとてそれで散文を書くわけではないこと、正倉院に伝わる二通の仮名文書の読みにくさを見れば自明であろう。それにしても、明確に複線型の表記史を提出したことは著者の大きな功績で、今後の検証が期待される。

要約を省いた箇所もあるし、日本語の成立には、中国・朝鮮との文化的差異を考慮すべきことが別に『書の古代史』で述べられているので、それをも視野に入れた書評も可能だが、ここにその紙幅はない。黎明期の文字資料を日本語として読むには十分な慎重さが必要なのだが、この論文には、著者の注意力の若干及ばなかったらしい箇所がある。隅田八幡宮人物画像鏡銘の意柴沙加宮、開中費直、今州利、埼玉県稲荷山古墳出土鉄剣銘の乎獲居、長屋王家木簡の「竟る」など。意柴沙加については書いたことがある(「文字との邂逅」『上代の文学』一九七六年　有斐閣)。この鏡銘は図版でもかなりはっきりと見え、第二字は「柴」と読むほかない文字だが、柴は『広韻』では平声佳韻、萬葉集ではサの仮名。これと同韻同声調に属して万葉仮名の実例のある字は「差」で、上古音でもシの仮名に当てられる契機はない。このままオササカと読むか、「紫」の誤字とみてオシサカと読むか、鏡の製作者の文字識別力の判定も絡んで難しいが、細心の注意を要する所であった。開中をカフチと読む根拠についても一言説明が必要だろう。

第八論文「『古事記』と長屋王家木簡」(一九九六年)は、古事記序文の意味と古事記本文の表記の性格を、木簡との共通性において考えようとするもの。文体については、これまでに見てきた趣旨、和風漢文体、付属語の仮名表記、文字間隔による区切れ表示の存在などを指摘し、古事記の表記が太安萬侶が言うほどに特殊なものではない、と述べる。用語については、長屋王家木簡と同様に、同一の和語が複数の表記をもつことを指摘する。これは早く本居宣長の説いたことだが、文字の違いは語の違いを反映すると見る近年の研究傾向に対して、ミコ・オホキミとに読み分ける「王子・王」を再検討すべきことを主張する。古事記は太安萬侶の完璧な表記原則で貫かれている、との前提で読みがちな人への批判で、数詞・助数詞の読み方にも当てはまる。安萬侶も時代の子、社会の子であると認識して古事記に対すべきことは、わたしも書いたことがある(「安萬侶の方法と古事記の訓読」『国語国文』53―5一九八三年)ので、共感する点が多い。著者は、古事記の表記が長屋王家木簡と同じ日常的な表記を基盤とする点を強調する。言わば古事記表記の相対化である。宣長以来の絶対視を批判するには当然であるが、少し強過ぎないだろうか。漢字の和習が進んで、本来の漢字のシステムと日本漢字のシステムとの間に生じた齟齬

を、木簡はそのまま反映しているが、古事記の用法はそれを「精練した」ものだ、とする犬飼隆氏の発言（「古代漢字の位相」『日本語学』12―7　一九九三年）も貴重である。なお、著者の読み下し文は仮名遣いがまちまちである（一四〇～一四一頁）。

第九論文「『万葉集』と木簡」（一九九六年）は、本誌百五十八号に載ったので、読者の記憶に新しいことだろう。

遣唐使を送る御製歌「虚見都　山跡乃国波……」（四二六四～五）と類似の表記をもつ、長屋王家木簡「浄味片絁曽」「若反者遣支」、兵庫県豊岡市ヱノ田遺跡木簡「召史生奈胡□何故意……大夫入坐（裏）牟待申物曽見々与見々与……」を挙げ、これは当時ありふれた表記法であったと見るほうが妥当だとする。が、この見方は一面的ではないか。日常文にも宣命書きがあることと、萬葉集四千五百余首の歌の中でこの御製だけが宣命書きであることとは、同日には論ぜられないだろう。なお、著者は「召史生奈胡□何故」の箇所を「召す。史生は奈胡（いかん）□。何（いか）なる故に」と読んでいるが、これは、先に「阿礼」を断定辞と見てニアレと読んだたちばと合わない。養老職員令によると、諸国の史生定員は三人だから、この小書きは召さるべき史生の名前で、奈胡万呂とでもあったのではないか。かかる木簡で一人だけの対象を小書きするものは意外に少ないが、『概報』29に「造酒司召令史　正召　使三宅公子」（九頁）、「膳所宿直岡屋臣足　（裏）右一人　九月七日」（一九頁）がある。なお、和歌童蒙抄第三に引く筑前国風土記に、大伴狭手彦の妾、字那古若が見える。

「中皇命」に一節を割いている。新たに「柏原大皇」（桓武天皇）や「弘仁大皇」（嵯峨天皇）の他、天皇を単に「大皇」と呼んだ例もあることを述べ、天智紀・壬申紀に見える「大皇弟」を、「大―皇弟」ではなく、「大皇―弟」と解すべきではないか、という。第六論文において、中皇命をナカツミコノミコトと読んで間人皇女説をとった著者は、ミコノミコトは皇太子的な地位にあった人物に用いられる呼称であったとする。しかし、萬葉集の内部徴証（三・四、一〇～一二）によってその説の成立たないことを述べて終わる。なお、初出時に「十一番歌」とした中大兄の歌を「一一番歌」とする（一七二頁）のはともに誤植のままである。

五

第一部で半分近い二百ページを占める。第二・三部にも言及したい箇所はあるが、紙幅が許さない。

わたしは第二節で、例文に読み下し文を添える著者の態度に賛意を表明した。その第一論文の終りで、正倉院文書に多く含まれる難解な個人の文書などについても、「恣意的にその中の語彙や表

現をとりあげる段階から、全文を読み下して理解する段階に進まねばならない。」という著者の言葉は、われわれの学界に対する厳しい批判になっている。確かにわれわれは言葉を専門にするためにこうした文の読み下しなどには神経質、いな、むしろ臆病なところがある。大いに反省せねばならぬ。反対に、歴史学者は言葉を割に気楽に扱うことがあることも事実だが、著者は別格であることも述べた。それでも畑違いによる誤認のあることも否めない。第二部の「大化以前の官制と律令中央官制」(一九八〇年)で、尊経閣本『本朝月令』の資料性を論じ、ア・ケ・ヘ・レ・ヲの古体の仮名を凸版で掲げ、これを〈訓仮名〉としている(三一一頁)。第一節で学界の慣用と違う〈送り仮名〉などを指摘したが、これは慣用以前の誤認で、これらはまず片仮名だし、訓仮名に由来するのは「へ」だけである。著者には慎重さが、われわれには大胆さが必要だ、ということになろう。

著者の記述は常に達意簡明の見本の趣があるので、じっくり読めば、しろうとでも古代史の問題が分かった気になるだろう。それが編集者の好感を呼んで多くの原稿依頼になるに違いないし、著者は誠実にそれに応じているのだろう。平明さを心がけるゆえか、漢字は固有名詞にも新字体を用いる。『宝要抄』の複製本から引いたとして「紫微中壱(台)藤原皇大后」と書いている(三八〇頁)。わたしは原本も複製本も見ていないが、「台」では「壱」への誤写の過程が見えない。平明さも時によりけりである。読み下し文に現代仮名遣いが混じることがあるのも、同じ態度の反映であろうか。

わたしは知的な快い興奮に浸りながら本書を通読することができた。わずかな不満は、まず同じことを何回も読まされたことである。それは特に、長屋王家木簡に「親王」が皇子・王子・王とも書かれているのは、内親王も含めて和語ミコの表記だろうという、第一部の第五論文で主に述べられた趣旨に著しい。いかにうまい饅頭でも、つづけて十個は食えない。また、第五論文で中皇命は間人皇后だとした説を、第九論文で撤回していることも残念である。かかる事態はなぜ起こったのか。

本書は著書と銘打ってはいるが、実態は論文集なのである。著書と論文集とは違うはずだということは昨年書いた(「書評・鶴久著『萬葉集訓法の研究』」『国語学』一八六号　一九九六年)ので、ここには別の視点から述べよう。わたしが遠くから尊敬の心で仰ぎ見ていた故亀井孝氏は、「学問の労作が体系のよそおいをととのえた成書の形をとることを否定はしないけれども、真の学問研究の生命はモノグラーフを自己目的とする論文にある」(『亀井孝論文集1』著者あとがき)という信念をもって生きた人である。その考え方

は多分、師の橋本進吉から受け継いだのだろう。その著作集刊行委員会によると、論文の著書化を勧められると、博士は「既発表のものを新しく公にするには補訂を加へたい、補訂を加へる暇があれば新しい問題の研究に従ひたい」と答えたという（「橋本進吉著作集の刊行について」）。簡単に本ができる現代にこそ傾聴すべき言葉である。わたしはこの二先達の姿勢を尊いと思う。とまれ、著書は著書らしく、論文集は論文集らしくありたい。論文集を著書と称すべきではない。

学会で接する東野氏は、その文章からうかがえる人柄さながら、じつに謙虚で温和である。そうした著者を知るだけに、「阪神大震災で逝った母に」の献辞はせつない。わたしは、かくも優れた学者の近くに専攻領域をもって、無数の教示が得られる時代に生きることを喜びとしている。かかる思いでは厳しい書評にならないことも予想していた。些細な傷をあらわに指摘することもしたが、それは巨象を撫でた一盲のつぶやきにすぎない。（A5判四六四頁　一九九六年一一月三〇日　塙書房刊　九五〇〇円）

（くどう　りきお・成城大学教授）

予告

○萬葉学会第五〇回全国大会案内

一　公開講演会

日時　十月十一日(土)　午後一時三十分より五時まで

会場　皇学館大学　創立百周年記念講堂

(〒五一六　三重県伊勢市神田久志本町一七〇四)

(電話　〇五九六―二二―〇二〇一)

講演　家持の創作―興中所作歌駒澤大学教授　小野寛氏

固有名詞の表記　皇学館大學学長　西宮一民氏

二　懇親会

日時　十月十一日(土)　午後六時より八時まで

会費　八千円

＊参加ご希望の方は、あらかじめお申し込み下さい。

当日受け付けはいたしません。

会場　伊勢シティホテル

(〒五一六　三重県伊勢市吹上一丁目一一―三一)

(電話　〇五九六―二八―二一一一)

三　研究発表会

日時　十月十二日(日)　午前十時より午後四時三十分まで

会場　皇学館大学　二号館　二三一教室

午前の部(午前十時より)

「幼婦」考　北海道大学大学院生　馬駿

「出で立つ」考　つくば国際短期大学　三田誠司

巻七「譬喩歌」の直喩歌について　流通科学大学　上森鉄也

午後の部(午後一時より)

巻九・一七九九番「尓保比去名」をめぐって　皇学館大学　大島信生

地名表記の字音韻尾に添えられる母音　愛知県立大学　犬飼隆

「二上山賦」をめぐって　東京女子大学　鉄野昌弘

大伴家持と詠物　筑波大学　芳賀紀雄

＊会場付近には食堂があまりありません。お弁当の予約を受付けますので、ご希望の方は、あらかじめお申込みく

ださい。

代金　千円

四　萬葉研修旅行

十月十三日(月)～十四日(火)　一泊二日

◇集合　丸二ホテル前　午前八時・伊勢シティホテルアネックス前　午前八時二十分・宇治山田駅　午前八時三十分

◇旅程

第一日　丸二ホテル前―伊勢シティホテルアネックス前―宇治山田駅―澤瀉久孝博士奥津城―志摩国分寺―国崎―箱田山(昼食)―鳥羽湾遊覧(答志島沖)

宿泊　鳥羽シーサイドホテル

(〇五九九―二五―五一五一)

第二日　宿所―御塩殿神社―御塩浜―斎宮史跡―神麻続機殿神社―南豊ドライブイン(昼食)―円方浦―鈴屋・本居宣長記念館―松阪駅(一次解散午後四時三十分予定)―伊勢(最終解散午後五時三十分予定)

＊参加費　二万六千円

＊集合時間を厳守してください。

＊道路事情等によりコースを変更することがあります。また、解散時刻も遅れることがあります。あらかじめご了承ください。

○懇親会・弁当・研修旅行の申込み

左記郵便振替口座への費用払込みをもって受付けさせていただきます。必ず費用内訳を明記のうえ、お申込みください。

郵便振替　〇〇八八〇―七―二九三二五

皇学館大学国文学科

申込み締切り　九月五日(金)

＊ただし、研修旅行は、先着八十名をもって締切らせていただきます。

○問い合わせ先

〒五一六　三重県伊勢市神田久志本町一七〇四

皇学館大学文学部国文学科研究室

電話　〇五九六―二二―六四五七

E-Mail staira@kogakkan-u.ac.jp

インターネットでのご案内

http://www.kogakkan-u.ac.jp/kokubun/

＊出張懇請書をお入用の方は、返信用封筒・八十円切手を同封のうえ、学会本部(大阪市立大学文学部国語・国文学研究室内)までお申込ください。

○宿泊案内（Sはシングル、料金は一応の目安です。）

期日を同じくして三重県鈴鹿市でF1日本グランプリがおこなわれます。このため、十一日(土)の予約が取りにくくなっております。できる限り各自早めにお申込みください。また、切符の手配も早めにお願いします。

なお、丸二ホテルにつきましては会場校で予約のとりまとめをいたしております。**往復はがき**または**電子メール**にて**宿泊日・名前・住所・電話番号・部屋数(全室シングル)・朝食の要不要**をお書き添えのうえ右記問い合わせまでお申込みください。電話でのご予約は承りかねます。また、ご予約は先着順とさせていただきますのであらかじめご了承ください。

・丸二ホテル　皇學館大学国文学科研究室に申込む
S　七、三五〇円(朝食付八、四〇〇円～)
＊丸二ホテルについては、十一日懇親会終了後、十二日研究発表会当日朝、研究発表会終了後、無料送迎バスを運行します。
・羽根ビジネスホテル(〇五九六)二八―〇一一五
S　六、六一五円～
・タウンホテル伊勢(〇五九六)二三―四六二一
S　四、七〇〇円
・ビジネスホテル伊勢(〇五九六)二五―五九五九
S　五、七七五円
・ビジネスホテル宇治山田(〇五九六)二七―〇一二〇
S　五、七七五円
・伊勢ターミナルホテル(〇五九六)二四―四一三三
S　六、三〇〇円
・伊勢国際ホテル(〇五九六)二三―〇一〇一
S　七、三五〇円
・伊勢シティホテルアネックス(〇五九六)二三―五一〇〇
S　七、三五〇円
・伊勢シティホテル(〇五九六)二八―二一一一
S　六、八二五円
・神宮会館(〇五九六)二二―〇一九一
本館　六、五〇〇円～(三名以上利用の場合、和室・朝食付)
西館　四、五〇〇円～(三名以上利用の場合、和室・朝食付)
・麻吉旅館(〇五九六)二二―四一〇一
八、〇〇〇円(和室・朝食付き)

○会場までの交通手段

宇治山田駅(近鉄)または伊勢市駅(JR東海・近鉄)から内宮ゆきバス［徴古館経由・系統五一番］で「皇学館大学前」下車が便利です。

萬葉学会全国大会案内図

バスご案内

宇治山田駅・伊勢市駅前から
内宮ゆき
徴古館経由（５１番）
皇学館大学前下車
200円

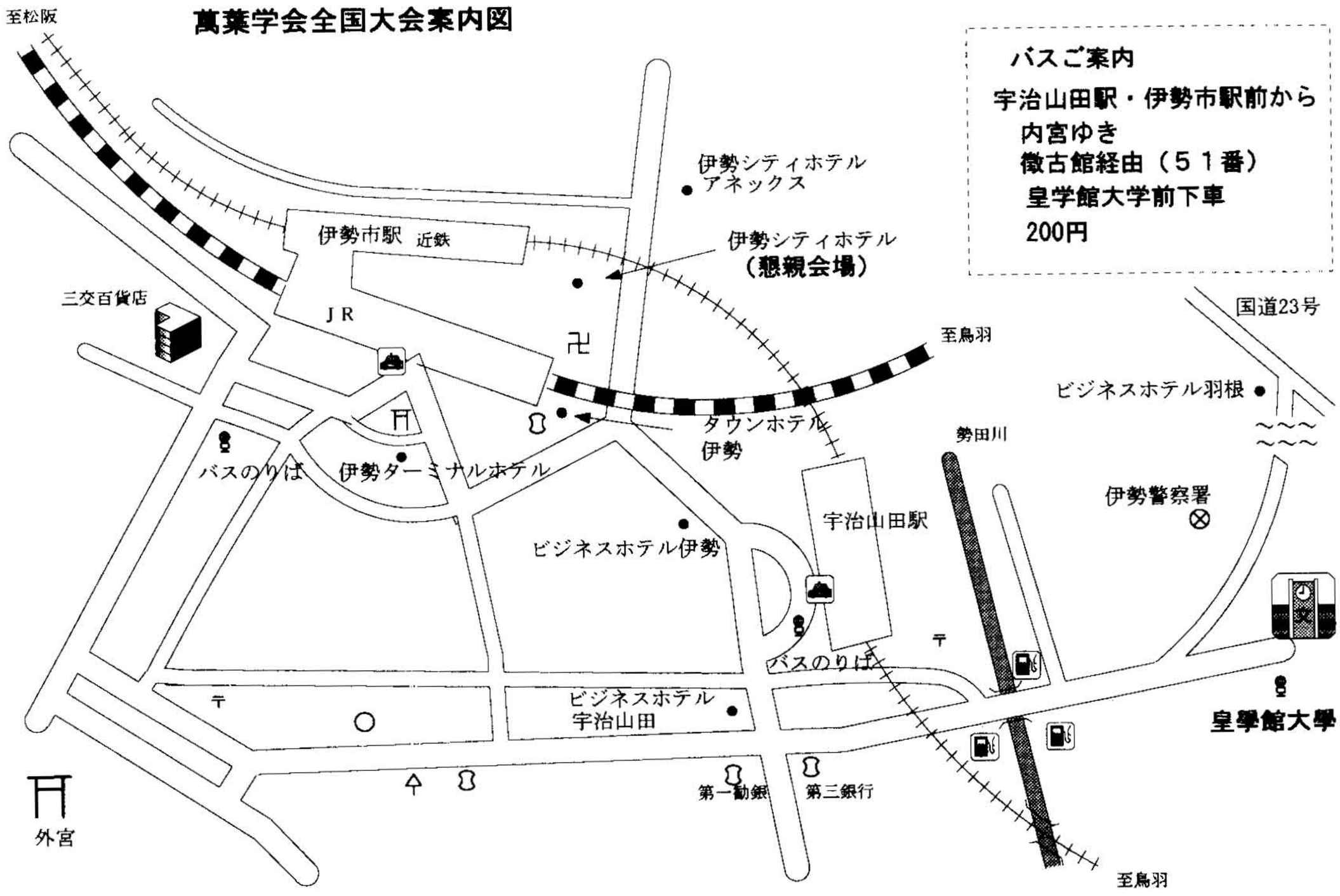

丸二ホテル周辺図

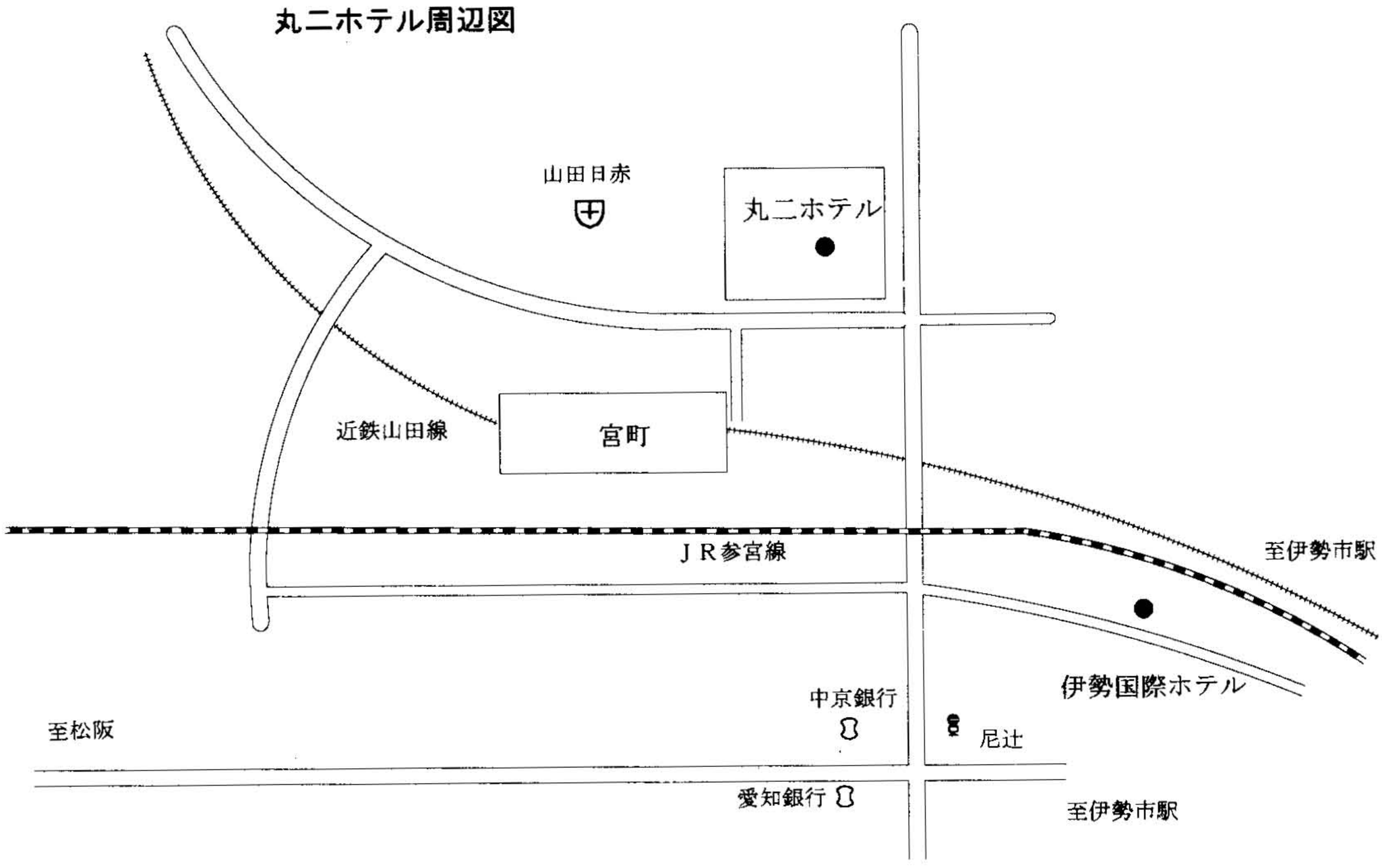

会員名簿補訂

氏名	〒	住所	電話番号
新入会員			
石原純子	764	香川県仲多度郡多度津町京町9-17	0877-33-2145
駸々堂書店	572	寝屋川市緑町2-2	0720-33-9573
中嶋真也	263	千葉市稲毛区小中台町 1546-1-A-407	043-271-9614
西川美香	533	大阪市東淀川区豊新5-12-55 ビルディングⅦ 302号	06- 320-2363
廣澤佐和子	515	三重県松阪市白粉町463	
変更(改姓・変更・表示を含む)			
倉又幸良	228	相模原市豊町13-9 パレス相模大野203	0427-48-6016
辻憲男	658	神戸市東灘区御影山手5丁目 3-17-301	078-851-7178
寺窪健志	310	水戸市石川1-3835-1 第2石川住宅5-104号	029-255-6696
樋口書籍㈱	545	大阪市阿倍野区松虫通1-13-10	06- 656-9231
露木悟義	413	熱海市海光町7-17 熱海サニーハイツ1-1406	0557-82-7216

編輯後記

○どうやら刊行の遅れを取り戻せそうでほっとしております。印刷・発行所のご努力に感謝するとともに、会員諸氏のご協力を今後もお願い申し上げます。

○本年度の学会の準備も着々と進んでいます。Ｆ１グランプリなどいう、我々とは無縁の存在がかくも大きいものとは知りませんでした。世事に無縁では生きられないものですね。

○昨年作ってみた「大会要項」幸いにも好評でしたので、今年も作成します。ヨソの学会では、要項に載せたものをそのまま会場で読み上げるという風景に接することがあります。それくらいなら、要項を配布してしまえば壇上で喋る必要はないのじゃないでしょうか。

○むろん、質疑応答は多少時間を延ばしてみたところで、十分ではありえないし、時間の延長が実りの豊かさを保証するものではないでしょう。折角の学会です。あらゆる機会を有効に使いたいものです。

○武庫川大学の清原和義さんがお亡くなりになりました。一昨年の萬葉研修旅行の企画・立案から案内までをお願いしたばかり。五八歳の若さでした。謹んでご冥福をお祈りします。

（浅見　徹）

◇お願い◇

1　論文の投稿、書籍・論文の御寄贈は、学会本部あてにお願いいたします。

2　年会費の納入および入会申込みは、そのむねを明記のうえ会費を郵便振替で「〇〇九〇〇―七―二九一四七　萬葉学会」あてにお送りください。

3　住所変更・改姓等の届出、本誌既刊号の購入等は、清文堂出版内　萬葉学会事務室あてにお願いいたします。

投稿規定

一、投稿資格は会員に限る。

一、内容は萬葉集とそれに関連する各分野の研究論文とする。

一、分量は原則として四百字詰原稿用紙三十枚程度（ただし「黄葉片々」欄は十枚以内）とする。

一、原稿は返却しない。採否決定は編輯委員会に一任のこと。

一、論文掲載の場合は、本誌十部を贈呈する。ただし、余分に入用の時は、あらかじめ申し出があれば実費でこれに応ずる。

萬葉学会会則

一、本会は、萬葉学会と称する。

一、本会は、萬葉集とそれに関連する各分野の研究を目的とする。

一、萬葉研究者・愛好者は誰でも申込みによって会員になることができる。

一、会員の研究発表機関誌として季刊「萬葉」を編輯・発行する。

一、本会は、年一回、公開講演会・研究発表会・研修旅行を中心とする全国大会を行い、随時、目的に沿う事業を行う。

一、会員は、年額四千円の会費（誌代を含む）を年度初め（四月）に納入する。

一、本会の本部を

大阪市住吉区杉本三丁目三番一三八号

大阪市立大学文学部国語国文学研究室内（郵便番号五五八）

に置く。

一、本会の運営及び機関誌の編輯・発行は編輯委員会において行う。

一、本会に代表を置く。

一、本会は名誉会長を置くことができる。

萬葉　第百六十二号

平成九（一九九七）年七月二十五日印刷
平成九（一九九七）年七月三十日発行

頒価　一、〇〇〇円
送料　六〇円

〒558 大阪市住吉区杉本三丁目三番138号
大阪市立大学文学部
国語国文学研究室内
電話 〇六（六〇五）二四一四

編輯・発行　萬葉学会
代表者　伊藤　博
振替〇〇九〇〇-七-二九一四七

〒542 大阪市中央区島之内二丁目八番五号
清文堂出版株式会社 内
発売所　萬葉学会事務室
電話 〇六（三二一）六三六五